

平成18年第4回(6月)出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 6月16日(金曜日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため議場に出席した者の職氏名	2
開会及び開議	3
会期日程の報告について	3
会議録署名議員の指名について	3
会期の決定について	3
議会報告第3号 例月出納検査結果の報告について	3
議会報告第4号 平成17年度定例監査結果の報告について	3
議会報告第5号 請願の常任委員会付託報告について	4
議会報告第6号 諸般の報告について	4
報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について	4
報告第4号 事故繰越し繰越計算書の報告について	4
議案第49号 出雲崎町国民保護対策本部及び出雲崎町緊急対処事態対策本部条例制定に ついて	4
議案第50号 出雲崎町国民保護協議会条例制定について	4
議案第51号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例制定について	4
議案第52号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第53号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例制定について	13
議案第54号 土地の処分について	14
議案第55号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第1号)について	15
議案第56号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算(第1号)について	15
議案第57号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	15
議案第58号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2号)につ いて	15

議案第59号 固定資産評価員の選任について	23
散 会	24

第2日 6月20日(火曜日)

議事日程	25
本日の会議に付した事件	25
出席議員	26
欠席議員	26
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	26
職務のため議場に出席した者の職氏名	26
開 議	27
議事日程の報告	27
一般質問	27
南 波 榮 一 君	27
山 崎 信 義 君	32
田 辺 雅 巳 君	37
中 野 勝 正 君	41
田 中 元 君	44
散 会	50

第3日 6月22日(木曜日)

議事日程	51
本日の会議に付した事件	51
出席議員	53
欠席議員	53
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	53
職務のため議場に出席した者の職氏名	53
開 議	54
議事日程の報告	54
議案第49号 出雲崎町国民保護対策本部及び出雲崎町緊急対処事態対策本部条例制定に ついて	54

議案第 5 0 号	出雲崎町国民保護協議会条例制定について	5 4
議案第 5 1 号	出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	5 4
請願第 2 号	30 人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願書について	5 4
議案第 5 2 号	出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	5 7
議案第 5 3 号	出雲崎町新生活支援金支給に関する条例制定について	5 7
議案第 5 4 号	土地の処分について	5 7
議案第 5 5 号	平成 1 8 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 1 号）について	5 9
議案第 5 6 号	平成 1 8 年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について	5 9
議案第 5 7 号	平成 1 8 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	5 9
議案第 5 8 号	平成 1 8 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）について	5 9
議案第 6 0 号	工事請負契約の締結について（北国街道妻入り会館建設（建築本体）工事）	6 2
発議第 3 号	新潟県議会議員の選挙区並びに定数配置に関する決議について	6 4
	常任委員会の閉会中所管事務調査の件	6 7
	議会運営委員会の閉会中所管事務調査の件	6 8
	日程の追加	6 8
発議第 4 号	30 人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める意見書について	6 8
閉 会		6 9
署 名		7 1

平成18年第4回(6月)出雲崎町議会定例会会期日程

(会期 6月16日から6月22日までの7日間)

期 日	曜 日	日 程	行 事 予 定
6月16日	金	招集日 本会議第1日目	
17日	土	休 会	閉庁日
18日	日	休 会	閉庁日
19日	月	(常任委員会)	
20日	火	本会議第2日目 一般質問(予算審査特別委員会)	
21日	水	休 会(議案調査)	
22日	木	本会議第3日目(最終日)	

第 1 号

(6 月 16 日)

平成18年第4回(6月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成18年6月16日(金曜日)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議会報告第3号 例月出納検査結果の報告について
- 第4 議会報告第4号 平成17年度定例監査結果の報告について
- 第5 議会報告第5号 請願の常任委員会付託報告について
- 第6 議会報告第6号 諸般の報告について
- 第7 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第8 報告第4号 事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第9 議案第49号 出雲崎町国民保護対策本部及び出雲崎町緊急対処事態対策本部条例制定について
- 第10 議案第50号 出雲崎町国民保護協議会条例制定について
- 第11 議案第51号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第52号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第53号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例制定について
- 第14 議案第54号 土地の処分について
- 第15 議案第55号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第1号)について
- 第16 議案第56号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 第17 議案第57号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第18 議案第58号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第19 議案第59号 固定資産評価員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三君	2番	田中政孝君
3番	中川正弘君	4番	田辺雅巳君
5番	田中元君	6番	中野勝正君
7番	南波榮一君	8番	山崎信義君
9番	日山正雄君	10番	高橋速円君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸君
助役	小林忠敏君
教育長	佐藤亨君
総務課長	山田正志君
町民課長	徳永孝一君
保健福祉課長	佐藤信男君
産業観光課長	加藤和一君
建設課長	玉沖馨君
教育課長	関川政敏君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

開会及び開議の宣告

○議長（高橋速円君） ただいまから平成18年第4回出雲崎町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

会期日程の報告について

○議長（高橋速円君） 議会運営委員長から、6月9日委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配りました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

会議録署名議員の指名について

○議長（高橋速円君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、8番、山崎信義議員及び9番、日山正雄議員を指名します。

会期の決定について

○議長（高橋速円君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの7日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月22日までの7日間に決定しました。

議会報告第3号 例月出納検査結果の報告について

○議長（高橋速円君） 日程第3、議会報告第3号 例月出納検査結果の報告について。

例月出納検査の結果について、本町監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありましたので、報告いたします。

議会報告第4号 平成17年度定例監査結果の報告について

○議長（高橋速円君） 日程第4、議会報告第4号 平成17年度定例監査結果の報告について。

平成17年度定例監査の結果について、本町監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありましたので、報告いたします。

議会報告第5号 請願の常任委員会付託報告について

○議長（高橋速円君） 日程第5、議会報告第5号 請願の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した請願については、会議規則第92条の規定により、お手元に配りました請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

議会報告第6号 諸般の報告について

○議長（高橋速円君） 日程第6、議会報告第6号。

これから諸般の報告を行います。

去る5月23、24日、東京芝メルクホールにおいて第31回町村議会議長・副議長研修会が開催されました。日山副議長と私とで出席してまいりました。

以上で諸般の報告を終わります。

報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（高橋速円君） 日程第7、報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について。

町長からお手元に配りましたとおり報告がありました。

報告第4号 事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（高橋速円君） 日程第8、報告第4号 事故繰越し繰越計算書の報告について。

町長からお手元に配りましたとおり報告がありました。

議案第49号 出雲崎町国民保護対策本部及び出雲崎町緊急対処事態対策本部
条例制定について

議案第50号 出雲崎町国民保護協議会条例制定について

議案第51号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円君） 日程第9、議案第49号 出雲崎町国民保護対策本部及び出雲崎町緊急対処事態対策本部条例制定について、日程第10、議案第50号 出雲崎町国民保護協議会条例制定について、日程第11、議案第51号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上議案3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第49号から議案第51号につきまして、一括ご説明を申し上げます。

初めに、議案第49号 出雲崎町国民保護対策本部及び出雲崎町緊急対処事態対策本部条例制定についてでございますが、我が国に対する外部からの武力攻撃や大規模テロ等が行われた場合、国民の生命、身体、財産などをどのように保護するか、また、その影響を最小限とするため、国、地方自治体などの責務、避難、救援、武力攻撃災害等への対処などの措置を具体的に規定した武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法と呼んでおりますが、これは平成16年9月17日に施行されております。これに基づきまして各市町村は対策本部設置関係の本条例の整備、次の議案第50号での国民保護協議会設置の条例整備、関連して議案第51号での協議会委員の報酬規定追加の条例改正、また新潟県国民保護計画の策定を受け、今後は県との協議の中で本年度末までに、出雲崎町国民保護計画を策定する必要があります。本条例につきましては、その一連の流れのものでありまして、第1条の趣旨としまして、今ほどご説明申し上げましたとおりでございますが、武力攻撃の事態により内閣総理大臣から総務大臣及び県知事を通じての指定通知により設置することになる町国民保護対策本部、または大規模なテロ等による町緊急対処事態対策本部の設置に関する条例を新たに制定させていただくものであります。第2条以下、国民保護対策本部の組織、本部会議、現地対策本部等を規定し、第6条において町緊急対処事態対策本部について町国民保護対策本部を準用する旨を規定したものであります。

次に、議案第50号 出雲崎町国民保護協議会条例制定につきましてでございますが、今ほどの議案第49号で説明をいたしましたとおり、国民保護法の規定に基づき各市町村が国民保護協議会を設置し、その組織、運営について条例制定を行うものであります。掌握事務といたしましては、町の区域にかかわる国民保護のための措置についての重要事項の審議、また町国民保護計画の作成、変更の審議などを行う機関となります。本協議会につきましては、本法で基本的な部分を定め、詳細な部分を町条例に委任しているものであります。したがって、本法では協議会は会長及び委員をもって組織し、会長は市町村長をもって充てることを規定しておりますが、本条例では委員定数について20人以内と規定するものであります。以下同様に専門委員、会長職務代理、会議、幹事、部会などについて規定するものであります。

次に、議案第51号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明を申し上げます。今ほどの議案第50号で町国民保護協議会につきまして説明いたしましたが、その委員の身分につきましては町非常勤特別職の職員として取り扱うものであり、そのための条例の一部改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら、担当課長から説明願います。

総務課長。

○総務課長（山田正志君） 今ほどの町長の提案理由のとおりでございますが、国民保護関係の補足説明を若干させていただきます。

議会資料として既にお配りしてございますが、概要につきましてはごらんいただきたいと思います。全体的な流れにつきまして、私の方から説明をさせていただきます。国民保護計画の一連の本部、協議会の設置、市町村国民保護計画の関係で、実は6月6日の新潟日報に県内の自治体の取り組み状況というふうなことで載っておりました。本6月定例会に本町を含めまして4市町村が関係条例案を提案予定というふうなことで載っておりましたが、本県もほとんどの市町村が議案第50号の国民保護協議会の議案が可決された場合、7月以降協議会の開催に向かって動き始めることになるかと思えます。実は、関連いたしまして災害対策基本法というのがございまして、その規定によりますと住民の生命、身体、財産を災害から保護する、これは防災対策、また延長上に防災計画がございまして、それと同じく住民の生命、身体、財産、生活、経済を守るという国民保護については、両方とも住民のために同様な対応を必要とする面がございまして、そして、また基本的に異なる面があります。異なる面につきましては、災害対策につきましては自然が相手を選ばず、時を選ばず起こすものというふうなことでございまして、国民保護につきましては悪意のある者によって起こされるものであるというふうなことで基本的に異なる部分がございます。当然国民保護法は、後者の悪意のある者によって引き起こされたものに対処するというふうなものになるというふうなことでございまして、また、両方を比較してみますと、防災対策は自治体の自治事務でございまして、国民保護は、国からの法定受託義務の事務というふうなことになりまして、費用負担は当然国が行うものというふうなことで国の法律に定められております。また、当然県、国の役割と関与が大きいというふうなことになりまして、また、今ほどの災害対策につきまして町では地域防災計画を策定しておりますが、国民保護につきましては国民保護協議会を中心に町では国民保護計画を作成、また審議するというふうなことが義務づけられております。

議案第49号の出雲崎町国民保護対策本部、また町緊急対処事態対策本部、これの設置条例についてでございますが、今ほどの町長の説明のとおり、国民保護法第27条において内閣総理大臣から市町村国民保護対策本部を設置すべき通知を受けた市町村長は設置しなければならないと規定してございます。また、国民保護法第31条で詳細な部分を市町村条例に委任するというふうなものに規定されてございます。

今回提出しております本条例第2条の組織につきましては、本法で対策本部長はその市町村長をもって充てるというふうなことに規定してあるため、それ以外の副本部長、本部員、職員、また各役割を規定しているというふうなものでございます。

また、第3条は会議について、4条は対策本部内の部について、第5条は現地対策本部について規定しております。

また、大規模テロに対処するための町緊急対処事態対策本部についても町に国民保護対策本部に準用するというふうな旨で本法に規定してございまして、第6条で準用するというふうなうたったものでございます。

続きまして、第50号で提案している部分の協議会についてでございますが、この運営について定め

ているものですが、これも本法39条で市町村協議会の設置を義務づけているというふうなことで、国民保護のための重要事項を審議、その事項について市町村長に意見を述べ、また市町村国民保護計画を市町村長からの諮問を受けて審議すると、そういうふうな組織として規定されております。また、協議会の会長は市町村長がなり、会務を総括するというふうなことで本法で規定されておまして、条例に委任されている部分で第2条の委員数を条例委任というふうなことで、防災会議は現在18名の委員でございますが、それとの整合性を考えた中で委員数20人以内というふうなことで今回の条例はなっております。また、以下第3条の会長職務代理、第4条の会議、第5条の幹事、第6条の部会について町条例に委任されたものをまた規定してございます。

次に、議案第51号関係の国民保護協議会の委員報酬についてでございますが、町非常勤特別職としての取り扱いというようなことで規定するものでありまして、他の日額委員の報酬と合わせまして日額5,000円というふうなことで規定するものでございます。

議会資料等にまた詳しく載せてございますが、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） 私は、第1条の条例は武力攻撃及びテロとかそういうふうなものも含まれると思うのですが、それは国民を保護するという一つの法律であります。これについては本来からいけば日本は平和憲法があって、保持しないということが前提になっているわけです。ところが、今の状況、イラク戦争のいわゆるアメリカが戦争をしかけたというふうなことが置かれている中で、日本もそれに参加したという状況になっているわけです。そのときにいわゆる万が一武力、北朝鮮のテポドンというミサイルですか、それ発射されて日本近海に落としたということから武力による脅威があるというふうに感じていると思っております。ほとんどの国民の方はそう思っていると思うのです。それとアメリカの9.11テロがございましたが、それに対する国の防災とか、そういうのが必要だというふうに思われていると思うのです。ただ、しかし、イラク戦争からいけば、いわゆるアメリカがイラクに武力をしかけたということで日本も自動的に巻き込まれている状況になっているわけです。それによって万が一近郊の人たちが日本に、日本もいわゆる同罪だという見方で戦争を持ってくる可能性も十分あります。それと、9.11のテロの状況を見ると、いわゆるアメリカがやられたというのはいわゆるアメリカに対する不満とか、そういうのがあって、それでテロをやられて、同じように日本がイラクに戦争を同時に行っているという判断から、いわゆる他国からしてみれば日本は危険性があるという状況になるわけです。そういう点から見ると、日本がいかに危なかしい方法をとっていると言わざるを得ないのです。それがいわゆる周辺事態法という問題。ただ脅かしている、他国からしてみれば脅威です。日本がそういう事態、アメリカと一緒にグルになって他国が侵略されて脅威を侵している、そういう状況の中で日本がアメリカと組んでいるというわけですから、当然危ない時期はあります。それをなぜ平和的に物事、平和

的外交でやれないのか。わざわざこれを通してやる必要はないというふうに思っております。

○議長（高橋速円君） 簡潔に質疑をしてください。

○4番（田辺雅巳君） それで、本来からいえば災害時とか犯罪があれば警察、消防法、そういうふうな方法で十分対応できるというふうに思っているのです。そういう点で町長にちょっとお聞きしたいのですが、私はそういうふうに思っているのですが、町長自身はそこら辺どうしてこういうふうに出てきたのかちょっとお聞きしたいと思っています。

それと、もう一つは今各自治体で今この議案の審議が行われていると、新潟県内で、今総務課長の方が報告されましたが、そのほかに7月以降新潟県内各自治体で協議するという話なのですが、これについて時期をおくらせてみるという方法はあるのですが、そこら辺どういうふうに思っているかどうかお聞きしたいと思います。

それと財政負担、これ当然財政負担伴っているわけですが、国から出るということなのですが、職員手当、非常勤の報酬、費用弁償、これは町が負担するのかどうか。あくまで国が負担するのかどうか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 田辺議員さんの質問にお答えしますが、日本は当然ご承知のように平和憲法の中で戦争放棄をし、他に武力行使をしないということになっているわけですが、現況、今の世界の情勢からいいますと、皆さんもご承知のように近圏におきましては竹島をめぐる韓国との境界問題、あるいは中国のエネルギー開発の問題、あるいは今お話の出ました北朝鮮のテポドン、あるいは今問題になっておりますそういう問題が頻発しているわけですが、要するに日本としては安全平和を願いながらも、なおかつ近隣の世界情勢は必ずしも楽観を許さないというふうに私は思っております。これらの問題は、大きな問題がもし仮にこじれにこじれて紛争を招く可能性もあるわけですが、そのときにやっぱり国民の生命、財産、身体を守るという責務は国が負わなければならない。そのため事前予防というか、それに対する安全対策ということで国民保護条例が制定をされるというところに趣旨があるわけですが、アメリカと日本の関係につきましては、これはいわゆる日本が武力を持たないことにより日本の安全を保障してもらおうと、安保条約に基づく駐留するそれによる、しかも日本は平和的なそういう意味における貢献をするという意味でイラクにも自衛隊が派遣をされておるという状況でございますので、日本はあくまでも平和的にひとつ安全を期しているわけですが、今のこの情勢から他国の侵略が必ずしも全くないとは言えないような先ほど申し上げます状況もございます。そのような状況でございますので、これらの条例をつくりながら、住民の皆様方の安全、安心を確保するという国、県、自治体の責務をひとつ条例の中で設定をしながら住民の皆さんからも安心を願うということがこの趣旨というふうに心得ております。すべて物事は事が起きてからではだめでございます。転ばぬ先のつえと申しますが、それらに対処する事前の万全の対策をとるということは後顧に憂えを残さない大きなまた要因にもなるかというふうに考えるわけでございますので、この辺はひとつ

ご理解をいただいて皆さんのぜひひとつご同意をいただきたいというふうに思っているわけであり
ます。

○議長（高橋速円君） 総務課長。

○総務課長（山田正志君） 私の方からまず計画自体を、協議会自体の設置をおくることができない
かというふうにまず一つございます。実は、本町は遅い方でして、ほかの30市町村はもう既に条例制定
終わっているというようなことでございます。最終的には18年度末まで国民保護計画を作成するという
ふうなことでなっておりますので、時期的に今から立ち上げていかないと間に合わなくなるというよう
なことでございます。

それと、人件費関係の財政的な負担につきましては、正式な文書はまだいただいておりませんが、
総務省の方の書いた雑誌を読んでおりました中でのものがございますが、地方交付税の中で人件費分は
基準財政需要額に算入するというふうな形で載っております。そのような形になるのではないかと思
います。

以上です。

○議長（高橋速円君） 5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） 当然常任委員会に付託されますので、その中で審議すると思うのですが、端的
に申し上げまして、テロとか武力攻撃された場合の対応の仕方となると、これは町は組織をつくっても
実際に入ってこられた場合にその組織がどう機能するのかというのは、ちょっとこれではわかりかねる
のですが、その辺はどうなのですか。例えば攻撃されたらではなくて、攻撃されて来てしまった段階に
おいて、当然国が自衛隊あるいは警察というものであって対応してくれるのでしょうかけれども、それ
の中にこの組織がどういうふうと一緒に動かれるかということは、その辺についてももう少し詳しく
説明できないかと。その辺がちょっとわかりかねるのですが、動きようがなくなるではないかと思
います。

○議長（高橋速円君） 総務課長。

○総務課長（山田正志君） その対応につきまして、今後町長の諮問によりまして協議会の方と国民保
護計画を年度末まで作成していくと。当然その中で県が関与いたしまして、県の国民保護計画に沿った
もの、また国の基本指針に沿ったものというようなことで修正を加えられまして年度末まで作成する
ということになります。ただ、一元的に町がつくる国民保護計画につきまして、まず国、県からの緊急通
報を住民に迅速に伝えるというふうなこと、避難させる、これが大きな柱というふうなことになりまし
て、また住民の避難訓練、また物資、資材の備蓄、その辺の部分にも町の考え方をまた入れていくとい
うふうなことになると思いますが、基本的にはそういう部分を含めましてこれから作成していくとい
うふうなことになるかと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋速円君） 5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） その辺は、承知しているつもりなのですが、実際に入ってこられてやられた場

合においてそういうこと、事前はまあまあわかります。入ってこられた段階で、では住民に対して、こういう組織がどういうふうに機能させていくかというのがわからないけれども、武力行使をされて現にその行使をしている人というのは人間というか、者がいた場合において、この組織がどう対応できるのかなというのが、できた場合のことをお聞きしたかったので、その辺はまた常任委員会でよくゆっくりお話をさせていただきます。それは、ちょっとまだわかりかねるので、説明いただければと思います。

○議長（高橋速円君） では、詳しくは総務文教常任委員会での付託の中で行っていただきたいと思えます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第49号、議案第50号及び議案第51号は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第52号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につい

て

○議長（高橋速円君） 日程第12、議案第52号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第52号につきましてご説明申し上げます。

改正の主な内容は、第1点目として医療給付費の課税額について、被保険者の所得総額、固定資産税額、被保険者数などの資料をもとに試算を行った結果、課税あん分率、軽減額の改正を行うものです。なお、賦課総額及び一人当たりの平均賦課額は、昨年より少なくなっております。

第2点目の介護納付金課税額についても同様に被保険者の所得総額、被保険者数の資料をもとに試算を行った結果、課税あん分率、軽減額の改正を行うものであります。

なお、賦課総額及び一人当たりの平均賦課額は、昨年より少なくなっております。

改正内容につきましては、去る6月6日の国民健康保険運営協議会で審議され、委員全員のご承認をいただいております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら担当課長から説明願います。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一君） それでは、補足説明をいたします。

国民健康保険税は、毎年度その年の運営予算に基づいて賦課総額を定めます。そして、その年の7

月に所得額、資産額、被保険者数、世帯数により本算定を行い、加入者の負担割合を決めます。これが課税あん分率の改正ということです。

資料の3ページの一部改正の概要をごらんいただきたいと思います。資料では、上の段にあります第1点目の医療給付費分課税分のあん分率の改正ですが、条例第3条第2項では基礎課税額は国保加入被保険者の所得割、資産割、被保険者均等割、世帯平等割の合算額とあります。これを応益割としての所得割、資産割が50%、応能割としての均等割、平等割が50%になるようにバランスのとれた賦課割合とし、そこから条例第11条第1項の7割、5割、2割の軽減額等を勘案し、各あん分率を算定しております。条例第3条第2項の限度超過額は53万円が変わりません。整備したものがこの表になっております。賦課割合、それから賦課額、算定基礎額、あん分率、条例の該当条項等内容を示しております。あん分率では、昨年と比較して所得割は100分の8.08が100分の7.18に、資産割は100分の29.8が100分の25になります。均等割は、2万4,600円が2万1,700円に、平等割は2万1,300円が1万7,100円になります。これをもとに7割、5割、2割の均等割、平等割の減額を計算しますと、7割減額は対象被保険者が712人、対象世帯が474世帯で、均等割1万5,190円、平等割1万1,970円の減額になります。5割減額では、対象被保険者が206人、対象世帯が83世帯で均等割1万850円、平等割8,550円の減額になります。2割減額は、対象被保険者317人、対象世帯が143世帯で均等割4,340円、平等割3,420円の減額になります。

次に、金額Aから7割、5割、2割の軽減額及び限度超過額の合計金額Bを差し引いた額、これが医療給付費分賦課総額調定額となります。医療給付費賦課総額は、昨年より減額となっていますが、老人保健拠出金は毎年概算払いで支払って2年後に精算する仕組みになっています。これが前年より減額になっていますし、税制改正や退職者医療制度により退職被保険者の割合が多くなってきていることも影響して、1人当たりの平均賦課額は昨年より少なくなっております。

次に、第2点目ですが、下の段の介護納付金分課税分についてです。これも毎年運営予算に基づいて本算定を行うためのあん分率の改正です。これにつきましては、条例第3条第3項に国保加入第2号被保険者40歳から64歳ですが、所得割被保険者均等割の合算額とあります。同様に応能割である所得割50%、応益割である均等割が50%になるようにバランスのとれた賦課割合とし、そこから条例第1条第1項の7割、5割、2割の軽減額の各あん分率を算定しました。条例第3条第3項の限度超過額は、8万円が9万円に変更され、整備したものが介護納付金分課税分欄の表になります。あん分率では、昨年と比較して所得割は100分の1.95が100分の1.65に、均等割は1万2,100円が1万600円になります。これをもとに7割、5割、2割の均等割の減額を計算しますと、7割減額は対象被保険者が127人で7,420円の減額、5割減額は対象被保険者38人で5,300円の減額、2割減額は対象被保険者が80人で2,120円の減額になります。次に、金額Cから7割、5割、2割減額と限度超過額の合計金額Dを差し引いた額、これが介護納付金課税の賦課総額調定額となります。限度超過額の税制改正はありましたが、介護納付額について老人保健拠出金同様2年後精算で、前年に比較して減額になっているなど、賦課総額及び1人当たり平均賦課額は昨年より少なくなっております。

次の4ページは、減額に関する条項の内容を示しておりますので、ごらんいただければと思います。

それでは、改正する条例をごらんいただきたいと思います。第4条は、基礎課税の所得割のあん分率の改正です。第5条は、基礎課税の資産割あん分率の改正です。第6条は、基礎課税の均等割のあん分率の改正です。第6条の2は、基礎課税世帯別平等割のあん分率の改正です。第6条の3は、介護納付金課税の所得割のあん分率の改正です。第6条の4は、介護納付金課税の均等割のあん分率の改正です。第11条第1項は、減額割合改正による7割、5割、2割減額の均等割、平等割の改正であります。なお、資料の8ページから11ページは改正条項の新旧対照表を載せておりますので、ごらんいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正君） 今説明の中で改正されるわけでございますが、そうした場合、去年と比較した場合、私たちにしてみれば少なくなるから大変助かるというような解釈でよろしいと思いますけれども、どのくらい金額的には少なくなっているのかお願いしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一君） これは、昨年の6月に一般質問でありましたのですが、例えば月5万円の年金暮らしのお一人の方ですと年額で1万3,700円でしたが、この改正によりますと単純に、固定資産等は見えておりませんが、年額で1万1,600円になるのかなということで試算をしております。ただ、税制改正によって多少は逆に上がる場所も出てくるものもあります。全体的には下がるということで、よろしくお願いたします。

○議長（高橋速円君） 6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正君） では、そうしますと一応国民健康保険基金というか、そういうのがあつたわけですが、基金が多くあるから若干こういうふうにしたという解釈ではないわけですね。お願いたします。

○議長（高橋速円君） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一君） そのとおりです。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第52号は、社会産業常任委員会に付託します。

○議長（高橋速円君） 日程第13、議案第53号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第53号につきましてご説明申し上げます。

町を活性化する一番の施策は人口の増加であり、元気な若い人たちに生活していただくことであります。これまで母子は宝支援金、子育て支援など独自の制度や他の自治体と同様な制度はあっても、よりサービスを高めながら町民のみなさんの生活支援に努めてまいりました。これらの施策は、一義的には町民を対象にしたものでありましたが、このたび出雲崎町まり団地の分譲を行なうに当たり、直接町外の若い世帯を対象にした支援制度を制定し、若い世帯の転入と人口の増加を図りたいと考えています。

上程いたしました出雲崎町新生活支援金支給に関する条例につきましては、町が販売する住宅用地を取得した転入世帯に対して、若い夫婦または中学生以下の子供がいる世帯を対象に一定の要件を満たした場合に100万円を支給するものでございます。

以上、ご説明申し上げますが、慎重なる審議の上、ご賛同を賜りますようお願いをいたします。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら担当課長から説明願います。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨君） ただいま町長の説明のとおりでございますけれども、各条項につきまして若干補足説明をさせていただきますので、条例をごらんいただきたいと思います。

まず、第1条の目的につきましては、町長の説明のとおりでございます。

第3条第1項では、支給対象となる世帯を規定し、第2項では支給の要件を定めております。また、この第2項第3号に確約とございますけれども、これにつきましては別に定める規則におきまして支援金の申請者から定住確約書という書類を提出いただきまして、この書面の中で条例第6条の返還で規定する事項になりますけれども、3年未満で転出する場合には全額を返還しますと5年未満の場合は半額を返還しますという確約をいただくという考え方であります。

条例が前後いたしましたけれども、第4条でございますが、支給額100万円を規定しております。この中で1区画1世帯1回限りという表現がございますけれども、これにつきましては例えば大家族が町外から転入をされてきて大きな住宅を建てられたと。親と長男夫婦が1軒の家に同居して、次男夫婦が離れのこぢんまりしたような家を建ててそこに住まわれた、そうすると二つの夫婦なので、200万円にならないですかというような考え方が出てくるかもしれませんが、そういうことではなくて1世帯1区画1回限り100万円という考え方で整理をさせていただきました。

なお、この条例を定めるもののほか必要な事項につきましては別に定めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第53号は、社会産業常任委員会に付託します。

議案第54号 土地の処分について

○議長（高橋速円君） 日程第14、議案第54号 土地の処分についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第54号につきましてご説明申し上げます。

出雲崎てまり団地の分譲受け付けを今月24日から開始いたします。売却予定の土地は、大字川西字タヤ148番11ほか51筆で、すべて宅地でございます。全体で52区画になりますが、売却予定面積は1万6,643.57平方メートルで価格は1億6,576万9,000円でございます。また、52区画のうち一般に分譲する区画が50区画、現在てまり団地にお住まいの方に購入いただく区画を2区画予定しております。地方自治法並びに町条例の定めるところにより、町議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら担当課長から説明願います。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨君） ただいま町長の説明のとおりでございます。なお、各区画の面積、価格及び位置につきましては、資料5ページ、6ページになりますけれども、一覧表と平面図をごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第54号は、社会産業常任委員会に付託します。

議案第55号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について

議案第56号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

議案第57号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第58号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(高橋速円君) 日程第15、議案第55号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第1号)について、日程第16、議案第56号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算(第1号)について、日程第17、議案第57号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第18、議案第58号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2号)について、以上議案4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸君) ただいま上程されました議案第55号から議案第58号までの各会計の補正予算につきまして、一括ご説明を申し上げます。

最初に、平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明いたします。今回の歳出補正では、各款にわたって共通するものに4月の定期人事異動、またこの6月の人事異動に伴う人件費を計上しております。

それでは、歳出のうち主な内訳は、2款総務費では、雇用をできるだけ抑えておりますが、事務量、人員配置などを再検討した中で、3カ月分の臨時職員人件費を一般管理費に追加計上しております。

また、3款民生費、国民健康保険事務費でも9カ月分の臨時職員人件費を計上しております。続いて、3款民生費では、本年4月に施行された障害者自立支援法に基づき、障害福祉計画を策定準備中ですが、今後計画を策定する上で検討委員会の設置が必要となっておりますので、1項2目の障害者福祉費に委員報償費を新たに計上いたしました。また、旧出雲崎小学校を利用して社会福祉法人長岡福祉協会が障害者施設の整備を予定しておりますが、建築基準法に基づく用途変更の手続きが必要になったことにより、町障害者施設整備費補助金の追加を計上いたしました。

4款衛生費では、1項5目の環境衛生費で不法投棄禁止プレートの購入のための環境美化啓発看板料を計上いたしました。

6款農林水産業費では、1項3目の農業振興費で沢田地内での町単小規模簡易ほ場整備事業補助金、また柿木生産組合が取り組む集団アスパラガス栽培の助成に新たに地域特例作物栽培事業補助金を計上いたしました。畜産業費では、冬場の雪により滝谷地内の堆肥原料保管施設が非常に危険な状態となっているため、農林県単事業により新たな堆肥原料保管施設の改築とともに、現施設の解体に対して補助金を計上いたしました。

2項2目の林業振興費では、県単林道事業により、柿木滝谷線、船橋線の舗装工事を計上いたしました。

7款商工費では、1項3目の観光費で白鶴酒造のテレビCM撮影で色々なご協力、負担が伴った漁協に対して観光CM撮影協力報償を計上いたしました。

8款土木費では、2項2目の道路維持費で、川西地内において、国道116号バイパスの建設当時、その用地取得の際の代替地として、旧町道敷、あるいは赤道などを予定していたものですが、このたび、その払下げ業務にかかったものの精算で国有財産払い下げ業務負担金として計上いたしました。

5項1目の住宅管理費では、議案第53号でご説明申し上げましたが、町の住宅団地分譲に係る転入世帯への支援策として新生活支援金を計上いたしました。また、6月1日からの改正消防法の施行に伴いまして、火災警報器の設置が義務づけられております。町営住宅全棟、同様に10款教育費教職員住宅全棟に火災警報器の設置費を計上しております。

9款消防費では、1項4目の防災対策費で、議案第50号、51号で説明いたしました国民保護協議会委員報酬を計上いたしました。

10款教育費では、1項3目の教育振興費で、4月から長岡市の小中学校校長会、また養護学校教頭会に加入しており、また県校長会の取り扱いも長岡市の各学校の取り扱いとあわせたことにより、今回各負担金を計上いたしました。

3項2目の教育振興費では、現在、中学校に県から派遣されております外国語指導助手が8月で打ち切られることになったため、引き続き町単独費で継続をお願いするもので、外国語指導助手報償を新たに計上いたしました。

5項2目の体育施設費では、町民プールの入口の文化・スポーツふれあいの広場の案内看板がこの4月の突風により壊れたもので、再度設置する工事費を計上いたしました。

歳入では、これらの歳出補正予算額に要する財源として、県支出金、繰入金、繰越金などを追加計上いたしました。

これにより、補正予算額は歳入歳出にそれぞれ2,786万8,000円を追加し、予算総額を31億8,086万8,000円となりました。

次に、議案第56号についてご説明申し上げます。このたびの補正の主なものは、平成17年度において老人保健医療費等事業の実績に基づき精算するものです。歳出では、精算に伴う老人医療給付費国庫等返還金及び一般会計への繰出金を追加計上するものです。歳入では、給付費の精算により医療費国庫負担金を追加し、前年度繰越金を減額計上するものです。

これにより補正予算の額は1,048万6,000円を増額し、予算総額を7億9,748万6,000円とするものであります。

次に、議案第57号についてご説明を申し上げます。歳出では、平成17年度の給付実績により、7款諸支出金におきまして国庫支出金等過年度分返還金及び一般会計への繰出金をそれぞれ追加計上いたしました。歳入では、歳出で計上いたしました返還金の財源として前年度繰越金の追加を行い、歳入歳出それぞれ1,433万8,000円を追加し、予算総額を5億9,483万8,000円といたしました。

次に、議案第58号についてご説明を申し上げます。このたびの補正予算は、川東団地第2期分譲地内で1区画の買い戻しが生じたため、これに係る公有財産購入費を計上いたしました。また、出雲崎で

まり団地の販売イベント経費などを追加計上したほか、電柱移転補償料を減額いたしました。歳入では、買い戻しを行う区画を再度販売いたします土地売払収入と買い戻しによる契約違約金を追加計上いたしました。

これにより補正予算額は歳入歳出それぞれ587万7,000円を追加し、予算総額を1億5,997万7,000円といたしました。

以上、一般会計並びに3特別会計につきましてご説明申し上げましたが、慎重なる審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら、担当課長から順次説明願います。

まず、総務課長。

○総務課長（山田正志君） それでは、ただいまの町長の説明のとおりでございますが、私の方から一般会計につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からお願いしたいと思います。140ページをお願いいたします。1款議会費から8款土木費まで、また10款教育費におきまして、先ほどの説明のとおり4月の定期の人事異動、また6月の人事異動などによるもので、人件費の主に組み替えの補正をしております。それが各款に共通する部分でございます。141ページ2款総務費、一般管理費の部分の臨時職員の賃金追加につきましては3カ月分というふうなことで先ほどの提案説明のとおりでございます。

続きまして、142ページをごらんいただきたいと思います。3款民生費の2目障害者福祉費でございます。障害福祉計画策定検討委員報償というふうなことで、これにつきましては障害者の家族でつくる二つのグループの代表、また町内の保育園の代表というふうなことで4名の者で、その部分を報償として計上してございます。5,000円の4名の4回というふうなことで計上してございます。

続きまして、143ページ、同じく19節の負担金のところでございますが、町障害者施設整備費補助金追加というふうなことで50万円追加してございますが、これは長岡福祉協会、桜花園というふうなことでお願いしたいのですが、当初予算では旧出雲崎小の部分での障害者福祉施設整備というふうなことで300万円予算計上しておりましたが、追加で50万円というふうなことでございます。先ほどの説明のとおり、建築基準法上での用途変更、学校から障害者施設というふうなことで用途変更が必要になるというふうな部分で、それに係る図面整備と建築基準法上の手続業務に係る部分の助成というふうなことでおおむね2分の1の助成というふうなことで50万円計上してございます。

続きまして、145ページごらんいただきたいと思います。4款衛生費の5目環境衛生費でございます。環境美化啓発看板料というふうなことで、不法投棄禁止プレート購入というふうなことで5枚分でございますが、5万7,000円計上してございます。

続いて、同じく145ページの6款農林水産業費の中の3目農業振興費でございますが、町小規模ほ場整備事業補助金というふうなことで、これにつきましては町小規模簡易ほ場整備事業補助金交付要綱というものがございます。その中での補助というふうなことで、沢田地内約5反歩の面積の面整備とい

うようなことで、JAさんとうが事業主体となって、工事費の10アール当たり2万1,000円が上限になりますが、工事費の30%以内の補助というふうなことでの計上でございます。その下の町地域特例作物栽培事業補助金でございます。これは、柿木地内で集団でのアスパラガス栽培というふうなことで新たに始める部分でございますが、その資材、農薬関係に対する助成というふうなことで2分の1補助というふうなことでのものとございます。

続きまして、146ページお願いしたいと思います。農林水産業費、4目畜産業費の19節負担金補助及び交付金でございます。まず、提案理由の中で説明ございましたが、冬の雪で、現在の町堆肥原料保管施設が、柿木地内のものですが、倒壊の危機、寸前というふうなことで、これの解体に対する助成というふうなことで、30%助成というふうなことでございます。その下の県農林水産業総合振興事業補助金の堆肥原料保管施設改築事業、これは解体後の新しく改築する部分でございます。これは、歳入の方の県支出金と連動しておりますが、県単事業の農林水産業総合振興事業というふうなことで、県補助50%のものでございますが、その歳入を財源といたしまして、また町の方でプラス30%の助成をいたしまして、補助率80%のものでございます。事業費としては2,600万円ぐらいのもので80%助成というふうなことでございます。

続きまして、147ページでございます。2目林業振興費の15節工事請負費でございますが、県単林道工事というふうなことで、この2路線につきまして舗装工事を県単林道事業を使いまして、工事というふうなことで計上してございます。これも歳入の方で連動しておりますが、歳入45%の県単事業というふうなものでございます。

続きまして、147ページの7款商工費、3目観光費の中で、先ほどの説明のとおり5月9日、10日に白鶴まるのCM撮影がございましたが、これに全面的な協力をしてもらいました漁協に対してかかった経費につきましての観光CM撮影協力報償ということで90万円計上してございます。

続きまして、149ページでございます。8款土木費、2目道路維持費についてでございます。町道用地買収費でございます。これにつきましては、116号、当時でございますが、川西地内の部分でございますが、取り付け道路の部分が用地の部分と現場での工事のずれというふうなことが判明いたしまして、その部分ずれている部分で町が既に取り付け道路になっている部分につきまして民地を買収と。また、これは歳入連動いたしますが、逆の部分もありまして、民地の部分に売り払う部分もあるというふうなことでございますが、その部分でございます。あと19節負担金につきましては、先ほどの説明のとおり代替地として払い下げを予定しておりますが、その業務を手がけられた関係者に対しての負担金で支払うものというふうなことで計上したものでございます。

続いて、1目住宅管理費につきましては、議案第53号で説明しましたとおり新生活支援金というふうなことで1世帯分を計上してございます。

続きまして、150ページでございます。17節公有財産購入費の町営住宅火災警報器設置費でございますが、消防法の改正によりというふうなことで、新築住宅につきましてはこの6月1日から義務化に

なっております。それから、既存の住宅につきましては、これから6月1日から5年間猶予ございますが、町といたしましては真っ先というふうなことで町営住宅、また教職員住宅で今回補正をさせていただいているというふうな部分でございます。寝室と階段部分のものでございますが、本町におきましては台所部分も含めてというふうなことで火災警報器の設置をいたしてございます。

9款消防費、同じく防災対策費につきましては、先ほど提案理由の中で説明いたしました国民保護協議会委員報酬でございます。NTTほか民間の方々に入っていた部分で3人分を計上してございます。

151ページにつきましては、3目教育振興費、長岡市の校長会に入った関係、また県の小学校長の負担金、これ長岡市の取り扱いにまた合わせたというふうなことで今回追加補正で計上させていただいたというふうなことで、教職員住宅につきましては今ほど説明したとおりで全棟というふうなことでございます。

続きまして、152ページ、2項小学校費の中の8節報償費でございますが、スクールガード養成講習会講師謝金というふうなことで計上してございますが、職員、教員、保護者、またボランティア等の方々を対象に地域ぐるみの学校安全体制の整備に向けまして講師をお呼びいたしまして、学校を守るというふうなことで、講習会を開催するというふうな部分での講師謝金を計上してございます。下の事業費との連動もございまして、足しますと2万6,000円になりますが、歳入で県の委託金というふうなことで全額県の方で持つ経費になってございます。

続いて、4目通学バス運行業務費につきましては、車両修繕料追加ですが、スクールバスのタイヤの交換というふうなことでございます。

あと3項中学校費、1目学校管理費につきましては、電機計器省電力設備借上料減というふうなことで、これと連動いたしまして17節公有財産購入費で電機計器省電力設備というふうなことでなっておりますが、これにつきましては現在リースしておりますが、業者との話し合いで買い取りが可能になりましたので、1年間分のリース額で買い取りできるというふうなことで、今後のことを考えまして買い取りさせてもらうというふうなことでのものでございます。

2目教育振興費につきましては、先ほどのとおり8月末で外国語指導助手が県からの派遣が打ち切られるというふうなことでございまして、町単独で報償というふうなことで予算を計上させていただき、引き続きというふうなことでございます。

154ページ、歳出最後になりますが、4月の突風で壊れたというふうなことで文化・スポーツふれあいの広場のプール、柔道場の入り口のところに立ってありましたあの一帯での施設を紹介する看板ですが、突風で壊れたものを今度は縦長のもうちょっとしっかりしたものをというふうなことで工事請負費で計上してございます。

歳入へ今度戻っていただきまして、137ページごらんいただきたいと思っております。137ページ、歳入の13款分担金及び負担金でございます。これにつきましては、林業費の分担金でございますが、林地崩壊

防止事業分担金滞納繰越分というふうなことで、実は17年度計上していた部分でございますが、2名の滞納がございまして、今回分担金の滞納繰り越し分というふうなことで歳入を計上させていただいたというふうなことでございます。

続きまして、16款県支出金につきましては先ほど申し上げました1節農業費補助金につきましては歳出畜産業費の中の堆肥原料保管施設改築事業というふうなことで農林県単の50%受け入れ分の補助金でございます。

続いて、2節林業費補助金につきましては2カ所の林道の舗装というふうなことで、45%分の受け入れの県補助金を計上してございます。

あと3項委託金、5目教育費につきましては、小学校のスクールガード養成講習会講師謝金の部分に当たる部分で全額の委託金というふうなことでございます。

続いて、138ページでございます。17款の財産収入、1目不動産売払収入についてでございますが、土地売払収入ということで、これ歳入の土木費で国道116号の取りつけの用地買収と現場施工とのずれのというふうな部分で、ずれている部分で道路用地として必要な部分を逆に売り払うというふうなものでございます。

あと20款の繰越金についてでございますが、今回の補正財源の一般財源といたしまして繰越金を28万5,000円計上してございますが、出納閉鎖終わっておりまして、実質収支は1億3,909万2,000円というふうな中で当初3,000万円予算計上しておりますが、その中で3,000万円に追加しての繰越金の追加というふうな部分でございます。

続きまして、155ページをごらんいただきたいと思います。補正予算給与費明細書でございます。これは、特別職の人件費の動きでございます。国民保護協議会委員というふうな部分での人件費の報酬の部分が上がっております。

続きまして、156ページは一般職になりますが、この部分で職員数は一般職の総括で減になっておりますが、これは小林助役の分というふうなことで減になってございます。

以下総括の分、また給与費の、これは定期異動にかかわる部分での動きの部分、細かい部分を明細書として157ページ、158ページに載せてございますので、またごらんいただきたいと思います。

以上で一般会計の方は終わらせていただきます。

○議長（高橋速円君） ここで暫時休憩いたします。

（午前11時07分）

○議長（高橋速円君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

○議長（高橋速円君） 補足説明の続きをお願いいたします。

町民課長。

○町民課長(徳永孝一君) それでは、平成18年度老人保健特別会計補正予算(第1号)につきまして、161ページ、歳出から説明させていただきます。

3款の諸支出金、1項1目償還金686万6,000円、これは17年度の精算に伴います老人医療給付費国県等返還金のうち支払基金への返還金の追加で、内容は保健医療費交付金、審査支払交付金です。第2項1目一般会計繰出金362万円についても精算に伴います一般会計への繰出金です。

次に、歳入ですが、160ページ、上の方ごらんいただければと思います。2款の国庫支出金、1項1目医療費国庫負担金ですが、これも精算に伴います国庫負担金過年度分1,146万2,000円の追加です。前年度繰越金につきましては、実績により97万6,000円の減額計上とさせていただきます。

以上です。

○議長(高橋速円君) 引き続き保健福祉課長、お願いします。

○保健福祉課長(佐藤信男君) それでは、平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして若干補足説明をさせていただきたいと思います。

167ページ、歳出からご説明をさせていただきます。7款の諸支出金、1項償還金及び還付加算金でございますが、これにつきましては国庫負担金、県費負担金、それから支払基金交付金について平成17年度の給付実績に対する法定負担の超過分を精算するための返還金ということで1,056万円を追加させていただきますというものでございます。

次に、3項の繰出金につきましては一般会計繰出金ということで、これも給付実績に対する法定負担の超過分を返還するというので377万8,000円の追加でございます。これに伴います歳入でございますけれども、166ページをごらんいただきたいと思います。8款繰越金でございますが、これにつきましては前年度繰越金ということで歳出の中での法定負担超過分の返還金財源として1,433万8,000円を追加させていただきたいというものでございます。

以上でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋速円君) 引き続き、建設課長お願いします。

○建設課長(玉沖 馨君) それでは、議案第58号につきまして補足説明させていただきます。

歳出173ページをごらんください。1款事業費1目の住宅団地管理費でございますけれども、川東第2期団地で1区画の買い戻しが生じました。契約日が平成13年6月29日で、面積363.6平方メートル、金額につきましては記載のとおり567万7,000円でございます。

次に、3目でございますが、11節需用費にはPR用の紙風船やポスター印刷用の消耗品、除草剤などを購入する経費と6月24日のイベントで使用いたしますアンコウなべ、おにぎり、牛乳などの材料費を追加計上いたしました。14節使用料及び賃借料もPRイベントに係るもので、主要なものとしたしましては、当日雨天であってもイベントを実施したいということの中から、梅雨どきでもございますので、仮設の大型テントの借上料、それから子供たちに人気のプリクラ写真機というものを借り上げたいとい

うことで計上させていただきました。22節補償補填及び賠償金につきましては、電柱移転補償料を減額させていただきました。歳入につきましては、先ほど町長が説明申し上げましたとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号、議案第56号、議案第57号及び議案第58号の議案第4件につきましては、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により議長を除く9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これらを付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置することに決定しました。この際、しばらく休憩いたします。

（午前11時22分）

○議長（高橋速円君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時23分）

○議長（高橋速円君） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に田中元議員、副委員長に南波榮一議員が互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

議案第55号、議案第56号、議案第57号及び議案第58号の議案4件は、予算審査特別委員会に付託します。

なお、議案4件の質疑は、予算審査特別委員会において行いますので、ご了承ください。

議案第59号 固定資産評価員の選任について

○議長（高橋速円君） 日程第19、議案第59号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

〔助役 小林忠敏君退場〕

○議長（高橋速円君） 提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました固定資産評価員の選任につきまして、前助役の久我秀

氏が平成18年5月31日づけで辞任されたことに伴い、欠員となっております固定資産評価員に助役の小林忠敏氏を選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） この際、しばらく休憩いたします。

（午前11時24分）

○議長（高橋速円君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり同意することに決定しました。

〔助役 小林忠敏君着席〕

散会の宣告

○議長（高橋速円君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

(午前11時26分)

第 2 号

(6 月 2 0 日)

平成18年第4回(6月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成18年6月20日(火曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三君	2番	田中政孝君
3番	中川正弘君	4番	田辺雅巳君
5番	田中元君	6番	中野勝正君
7番	南波榮一君	8番	山崎信義君
9番	日山正雄君	10番	高橋速円君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸君
助役	小林忠敏君
教育長	佐藤亨君
総務課長	山田正志君
町民課長	徳永孝一君
保健福祉課長	佐藤信男君
産業観光課長	加藤和一君
建設課長	玉沖馨君
教育課長	関川政敏君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

開議の宣告

○議長（高橋速円君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程の報告

○議長（高橋速円君） 本日の議事日程は、お手元に配りましたとおり行いますので、ご協力願います。

一般質問

○議長（高橋速円君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

南波 榮一 君

○議長（高橋速円君） 最初に、7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君） 私は、質問通告のとおり、農政改革関連についての中で、経営安定対策導入について、我が町の農業についてこれから順次質問いたしますので、よろしく願いいたします。

米政策改革見直しにおいて、平成19年度から、来年4月からになるわけですがけれども、水田農業にも米を含めた品目横断的経営安定対策の導入による国の支援策の大綱が決定されましたけれども、これは既に去る14日、参議院の本会議において農政改革関連法案が可決しましたので、これは法案でなくて法律になったわけでありまして、そんな状態を迎えております。

それによりますと、まず1番目として認定農業者、これは従来から進めてきた、いわゆる農業経営を集約、集中をして、規模の拡大を図るという政策でずっと当町もしっかり取り組んでいると思っておりますけれども、2番目といたしまして一定の条件を備える集落営農が対象になったということでありまして。

我が町では、そうであっても、やはり個々の営農、個人個人が農業をやっている方が主流でありますので、この支援を受けられる、農業の担い手は今までやっている方はそれでいいし、またさらにそういう意欲のある方を拡大をしていくことも当然でありますけれども、なかなかその制度の中での支援を受けることは大変になってくるのではないかという気がまずしております。

いずれにいたしましても、来年度から新たなシステムに移行するという事になって、取り組みを急がなければならぬということは事実であります。これに関しまして、いわゆるほかの先生方なりいろいろの先生方とお会いしたときあるいはそのときのお話では、そういうふうになるから集落の皆さんでまず話し合いをして、決め事をつくって、それを文書に書き上げて、最小限それぐらいのことをやって、今の制度に乗っかるようにしないといけない、それでいいのだというふうにいる先生の先生方はおっしゃっているようですがけれども、これはやはり物の本、その他を気にする限りでは、国はなかなかそういう

ものではなくて、かなりこの制度については厳しい中身を秘めているだろうと思いますので、その心配から質問続けているわけでありませうけれども、いずれにいたしましても農家の個々の考え方はまだまだまちまちで、正直言って現実味がないというのが事実だろうと私は思っております。このままでどんどん行ってしまうと、時が経つと国の支援が受けられなくなるやの心配もあるかもしれませんが、あるいはまた当町の農業の実態からして、規模が小さい皆さんは兼業の主たるものは農業ではない人たちはそれなりのことでしっかりやっているから、さしてそういう支援が受けられなくても困らないという考えも中にはあるのだろうと思うので、なかなかそのような考えになりにくいという心配がございますので、これらをどういうふうに取り扱うということがこれからの使命になってくると思います。

特に、ちょっと農業新聞を見させてもらったら、5月25日に全国農業委員長会議があって、その委員長大会の折にもWTO特別集会在催されて、その中で農業委員一人一人がそういう集落営農組織をつくると、一人一人がつくる運動を一生懸命展開をして、そういう認定を受けられる組織あるいは集落営農のような組織をどんどん拡大して、国が求めているようなそういう制度をつくらなければならぬということで何か大会で確認をされたようでありますけれども、そういたしますと、これからはこの中で農業委員会の使命も重要なと思うし、ここでまず考えられることは、JAの、農協の農家に対するそういう支援、指導、この辺が一番問題になってくるだろうと思いますし、行政はもちろんその制度上行政としての指導、助言、わからないところはしっかり教えるということが大事だろうと思います。

いずれにいたしましても、認定農業者と、それから新たに一定の条件を備えた集落営農組織ということになるわけでありませうけれども、この集落営農組織について、町からもらった資料をちょっと見てみたら、この一定の条件というのは五つ書いてあったけれども、これはなかなか本当に大変だろうけれども、皆さんが集落で相談をして規約をつくる、それからどんな作物をつくるかといっても、この辺は水田農業でありますので、米だと思っておりますけれども、それらをつくったり、それから何といってもそういう組織ということになると経理の一元化がこれは強うたわれているものです。これをやるには、やっぱり経理の一元化ということは、個々が自分の田んぼは自分が持っているから、とにかく作業を共同でやってあるいは機械を仲間でやって、ただ組織に入って名前だけ連ねておけばいいということには最後はならないと思うのです。これは、今までの共同作業でなくて、ここに言っている共同というのは、本当に組織全部が一つになってということを目指していると思うので、ここが大きなネックになるだろうと思います。

この中で、特に私の周辺で見た限りでは特別大きい農家はないので、認定農業者というのは現在では権頭完さん1人だと思っております、あとは小さい農業者。それと同時に鉄道と旧国道の間、いわゆる白地になって農業振興地域から外れているわけでありまして、恐らくそういう一番メインの場所がこの政策に乗らないという状況下であります。これらを含めて、あとあるとすればさまざまの枝葉の部分だけしかないもので、なかなかそれを集落営農に持ち込むとしてもこれは難しいと。そんな難儀さがあるもので、これらをどうやっていけばいいのかということで、非常に私も心配をしておりますし、二、三の皆

さんもどうなればいいのかというような心配もありますし、それから仮にそういう組織をつくるあるいは集落営農をどこかと一緒になってやるにしても、やはり田んぼの条件が整備をされない、暗渠もしていないようなそういう田んぼでは、なかなかそういうところの組織の中にまとめ込むということが難しいし、またそういう組織の中ではそういう条件の悪いところはよくないからもらわないと、入ってもらいたくないというような考えが出てこなければいけなという気もしますし、もう一つは、今度は組織をもって経営、経理を一本にするとすれば、いわゆる少しの米は下がる中ではあるけれども、高いところに売らなければならないと。そういたしますと、今までのように農協に、JAにまとめて出荷したようなものがそうでなくてほかのルートに流れるきらいがあるのではないかという懸念もいたしますけれども、これは後々の問題ではありますけれども、その辺を考えて、とりあえずそういう制度ができたということで、町として今申し上げたような条件があるけれども、農家にどんなような取り組みすればいいか、どんな指導をすればいいかということで、町の考えをひとつお聞かせを願いたいということで質問いたします。

お願いいたします。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 南波議員さんのご質問にお答えをしたいと思いますわけですが、ご指摘のように新たな経営安定対策新法が去る14日、国会において成立をいたしましたわけですが、これにつきましては、皆様方もご承知のように、戦後から一貫して全農家を対象にした助成政策と、一律な助成政策というものを行ってまいったわけですが、これに対する終止符が打たれまして、担い手あるいは一定条件を満たした団体に対する助成措置を対象を絞り込んだという非常に戦後の農政を根本的に変える画期的な一つの政策ということで、非常に今ご指摘もございましたように大きな転換期を迎えて、農家の皆さんも非常に心配をされておるといふふうに私は考えております。

その中におきましても、今お話がございましたように、当町におきましては中間山間地であるということから、国の特例措置を受けまして、該当する認定農家につきましても4ヘクタールが2.6ヘクタールに緩和されるわけですが、あるいはまた特定農業団体につきましても20ヘクタールから10.8ヘクタールに緩和されるということで、出雲崎町はこの対象範囲内の面積の中で今の新法の対応をいかにするかということが求められておるわけですが。

しかし、今いろいろの角度から新聞あるいは農家の皆さん、今南波議員さんのご質問、ご意見もあったわけですが、この具体的な内容につきましてあるいは数字につきましても全くおぼろげな、まだまだ私たちは実際は把握しておらないと。いわゆるいよいよの7月の概算要求に先立ちまして、これらの内容について具体的に数字なりいろいろな骨格が示されるということで、これらにどのような我々のこの小さな零細農家の多い出雲崎町がメリット、デメリットいかへんになるかということを検討してまいらなければならぬというように私は考えております。

特にこの政策のねらいは、収入の変動による影響の緩和対策と、さらに大きく、諸外国との生産条

件格差、この是正のための措置と。非常に目標が大きいわけでございます。しかも、これに対するこの助成措置にいたしましても、基準標準収入単価とあるいはそれぞれの品目ごとの当該作物の平均年収の差額の9割を補てんをします。しかし、それに対しましても、国が3、生産者が1 拠出をして、10%範囲内の拠出をして、その中から補てんをするというような条件もあるわけでございます。これらは、果たしてどのような状況になってくるのか。非常にいろいろ論議をされておるのですが、いわゆる具体的な本丸というものについては、新聞紙上あるいは報道等で知らせているわけでございますが、まだ私は率直に申し上げまして、具体的に果たしてこれがどういう形になるのかということ、非常に不勉強というおしかりを受けますが、まだまだ不安定なところはたくさんあるというふうに私は考えております、いよいよこれからだというふうに私考えておりますが。

しかし、いずれにいたしましても、当町といたしましてもこれらに対しまして、平成19年度からの対策におきまして地域における推進体制の強化ということを町あるいはJA、NOSA Iあるいは酪農、あるいは認定農業者、もちろん県の皆さんからも構成員といたしまして、出雲崎町の担い手育成支援協議会、去る3月24日設立をいたしまして、実行できる具体的なこれらの対応をすべく準備を進めてまわっているわけでございます。現在は、担い手の確保とかあるいは育成のための対象者のリストアップ作業及び育成方針マップ作成作業をほぼ終了してあるというところでございます。これからの具体的な行動計画の準備作業中ではありますが、整次第説明会、農業委員会の皆様方にもご説明申し上げなければならぬと思っておりますし、あるいはまた座談会、戸別訪問等を通して、効果的かつ計画的にこれらを実行、実施をし、個別経営及び集落営農の合意形成に向けて全力を傾注してまいりたいというふうに考えております。

また、平成19年度対策はもちろんであります。他の国県事業への取り組み、導入のためには、ほ場整備等々もしっかりと行っていかなければならぬ。あるいは農家の皆さんの主体的参加を促しながら合意形成に至らなければならぬというふうに考えております。地域及び集落の生産システムづくりを行うことが最も効果的であるということだけはしっかりと認識をいたしてあるところでございます。

重ねて申し上げますが、これらの対応は何としても農業基盤整備が先行しないと絵にかいたもちに終わるということになるわけでございますので、この辺につきましても積極的に取り組んでまいる所存でございます。

しかし、最終的には、やはり農家の皆さんがこれらの新しい転換期に立ってどう処していけるのかということ、これをまずみずから問題として前向きにとらえて、行動的に対処してもらおうということが一番大事だと思います。行政としての指導も当然やっておりますし、これは農家の皆さんだけではできない。その問題は行政がやるべきものはしっかりと行政の守備範囲の中で、皆さんに迷惑かけない、心配をかけないようにしっかりとやって、あとは農家の皆さんがこれらをどう受けとめて零細農家の中における経営をやられるのか。それともこの新法による規模拡大あるいは営農集落体制をつくられるのか。この辺の判断は農家がしっかりと認識をして進路を選択されなければならぬというふうに私は考えて

おります。

○議長（高橋速円君） 7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君） 町長の力強いしっかりとしたお答えをいただいて、我が町の農業もなかなかしっかりやる気を出していけるのだなという気がいたしました。いたしますけれども、なかなか細かい中身に入ってくるとまだまだ本当に大変、五里霧中という状況だと思います。

私は、これからもうちょっと町長に質問しますけれども、細かいことは同僚の田中元議員からも出ていますので、彼は農家であって、実際自分でもやって、その中からまた質問が出るとしますので、このことについて細かい質問私は避けますけれども、まず町長さんには基本的な考え方でちょっとまた確認をさせていただきますけれども、私が幾つか質問した中で、13年の12月に定例会で質問を私はしているのです。この中で、今いみじくも町長がこの新しいシステムについてということで、そのときもう既に農業の中心は出雲崎町は水田農業だという立場から、地域農業の推進システムということについてお答えがあったのです。まず、この中で地域あるいは農業団体、それから農業委員会、町が一体となって地域の合意形成をしながら、機能的感覚を備えた経営体育成に努めなければならぬと。そしてさらに、優良農地の集積を進めながら、法人化を図ることが最良であるという答弁いただいているのです。まさしくこれが今の新しい経営体系の作り方の方針だったと思います。

それから、もう一つつけ加えると、この中でも、これをやるにはこれは地籍調査もやっぱり集約するには必要なので、その中でも国土調査というのは地域づくりのために基礎的事業で、これはあらゆる分野で活用できるものだから、多目的な情報を処理するに非常に意義深いものだという答弁いただいています。それから、これは15年12月の定例会でも、あわせまして農地の支援、その他、優良農地をどうして集めるのということについて、農業生産基盤の実態調査という中で、厳しい農業情勢に勝利するため、おこなっているほ場整備事業への取り組みを前提に、町全域のほ場整備計画を樹立する、競争力と持続性のある農業を目指して頑張らなければならぬという答弁いただいていますし、それから最近17年9月の定例会でももろもろの中で、担い手が非常にない、農業に携わる人が少ないということで、たまたま法律改正で株式会社が農業参入が可能になったということに関しまして、町長からも建設業の将来を考え、農業分野への参入も視野に、地域農業の再構築に役立つならば前向きに支援をするというこれも力強い答弁をいただきました。このようなことが今申し上げましたように非常に新しい農業のまちづくりに沿った考えを既に町長も述べられたし、そのような施策が地につきつつ来ているというふうに確信をしておりますけれども、そんな答弁をいただきましたし、それからこの間ででしょうか、農業白書を国が発表しましたよね。これによると、やはり農業は担い手がいない、働き手がないということで、町長もかねがね力入れておりました団塊の世代が平成18年ぐらいから定年を迎えると。この皆さんをやはり町にお招きをして、やはり農業に携わるなりあるいは地域に住んでいただいて、やっぱり農業のそういう形の何らかの形で支援をいただける施策をしっかりと構築しなければならぬということで、就農にこれは期待をしているという記事がありました。私は、これは同感だと思いますし、これも皆さんがいる

いる質問の中でも出雲崎町の農業以外のことでもこの団塊の世代をぜひ町に呼び込んで、何らかの力をおかりをして、持っている力をおかりしながら町の発展を尽くしたいというふうに町長も考えておられたようでありますので、これはまさしくそのとおりでありますので、たまたま農業白書の中でもこの団塊世代の皆さんを有力な戦力として迎えたいということ力を説かれておりますので、これを一つ申し上げまして私の質問を終わりますけれども、本当にこの地域農業も大事な出雲崎ブランドでありますので、しっかりとした政策でいろいろ頑張ってくださいたいと、このように思います。

これで終わります。

山 崎 信 義 君

○議長（高橋速円君） 次に、8番、山崎信義議員。

○8番（山崎信義君） 始める前におわび申し上げておきますが、ちょっと風邪がみで鼻声ですので、お聞き苦しいかもわかりませんが、ご容赦いただきたいとします。

私が通告したのは、財政の見通しということで、今非常に頻りにテレビ、新聞等でうたわれております。特に、前から言われていますが、平成19年度以降の地方交付税はどうなるのかということは非常に心配なわけでありまして、逐次質問させていただきたいとします。

私は、平成12年度から平成16年度までの当町の会計運営の推移ということで、数字を申し上げますので、資料添付させていただきました。昨年は、9月議会で決算の方で第49号の議会だよりでその内容も伝えられましたが、この5年間ずっと継続して健全財政が堅持されておったということは、私も監査委員しておりましたので、率直に認めております。

その中で、実質収支比率の変化、これ見てみますと、5年間で0.8ポイント増加してありまして、4.2になったというものであります。それから公債費比率は、2.8ポイント下がりまして、10.9%となりました。それから起債制限比率、これも2.4ポイント下がりまして、6.0という数字でありました。それから公債費負担比率、これも4.6ポイント減の12.9。まことにすばらしい数字で変化してきております。ただ心配だったのが経常収支比率、数字上の問題ですが、これは5.8ポイント増加して、遂に80%を超えたということではございますが、これは内容を精査すればすぐわかるのですけれども、災害の絡みと、それから町税の伸び悩み、こういうものが相まってそういう数字になったということで理解はしております、これはいずれ解決されると思っておりますけれども、こういう数字をざっと見ただけですが、この中で一番下に地方交付税も書いておきましたけれども、一般会計の歳入におけるパーセンテージ、これが54.5%から16年度は37.6%に減ったということではございますけれども、これも先ほどの話のとおり災害絡みでございまして、非常にいい傾向で進んでまいりました。また、その上にあります町債と基金の推移でございまして、これもほとんど同じ形で推移しておると、余り増減がないということではございます。特に17年度もまた積み増しもされておりますし、当面単独で進むまちづくりの中で町長が非常に努力されるということは率直に認めなければならぬと思っております。

そこで、国の方におきましては、この地方交付税の大幅削減を言っておるわけでありませうけれども、今地方六団体、ことしもいろいろ大会をやっておられますし、うちの正副議長も行かれますけれども、その中で地方は大きな声を出して、要するに総額維持という形をお願いを申し上げておりますけれども、国の方は財務省とか総務省もまたいろいろ駆け引きがあるようでございますけれども、なかなかそう簡単にいかない。先ほど南波議員のときの答弁がございましたが、いよいよこれからなのだということは私も重々承知しておりますけれども、これから秋にかけて小泉総理がかわられるというときにどうなってくるかということ、前にも言いましたけれども、しっかりと見据えておいていただいて、間違いない運営をお願いしたいと思います。

地方交付税の議論が活発でありますけれども、7月に策定される予定の政府の骨太の方針に対して、本来の地方分権、地方にかかわる政策について地方六団体で意見を提出すると聞いておりますが、高齢者比率など地域の実情を考慮している現行の交付税算定基準に比べて、面積と人口だけを基準にされるとこの地方は大変な危機となるということは私が言うまでもないと思います。交付税依存度の高い市又は町にとりましても、これは大変な問題であります。中山間地の新潟県にとっても同じようなこととなります。国、県等の動き及び今後の町政運営に対する見通しについて、大ざっぱでございましたけれども、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 山崎議員さんのご質問にお答えをいたします。

ご質問いただきました財政見通しについてでございますが、5月末で出納閉鎖をいたしまして、現在平成17年度の地方財政状況調査、いわゆる決算統計の今作業中でございますが、その中で確実に確定をしているものにつきまして報告できる数値を申し上げますと、17年度末の財政調整基金残高が11億253万円となります。16年度末に比較いたしますと2億円多く積み立てをさせていただきました。また、平成17年度の実質収支残高、いわゆる繰越金についてでございますが、1億3,909万2,000円であります。16年度よりも5,600万円多く、過去最高となっております。

今議員さんが別表で会計推移を示されておりますが、5年間で地方交付税が約2億円減少をいたしておりますが、経常的な支出は抑えつつも、経常的な一般財源の分母として大きな割合を占める普通交付税、この減少に伴いまして、経常収支比率の上昇はやむを得ないものかなというふうに考えておるわけでございますが、発表されております出雲崎町82.8%経常収支比率でございますが、これは皆さんには申し上げますが、この決算状況のトータル的な中に42市町村あったわけでございますが、出雲崎町は80%のガイドラインを超えておりますが、県下ではいい方から8番目というような形で位置づけられておるということで、数値は若干上がっておりますが、県下では有数なそれなりの成果を上げておるということをご理解をいただきたいというふうに思っております。他の指標につきましても、今ご指摘をいただきましたが、我が町は財政問題につきましても安定した運営を行っており、これは自信を持って言えるということをご理解をいただきたいと思っております。また、17年度決算及び18年度見通しにつき

まして同様に安定したものとなると。現時点では余力を残した財政運営を行っておるということでご認識をいただきたいと思っております。

しかしながら、今お話が出ておりますところのいよいよこの7月にはさらなる骨太方針が示されるわけですが、交付税等の問題も大きく変化しようかなと思っております。さらに、当町におきましては、平成21年になりますと、一応10年のいわゆる特別立法でございますところの過疎債の終了時になります。また、23年度におきましては、廃棄物処分場立地に伴いますところの県の補助金が一応終了すると。そういうことが確実にあっておるわけでございますので、7月に今申し上げます策定されますところの19年度予算編成に向けて、この骨太方針、特に地方交付税のあり方がどのように変化するのが注意深く見守っておるところでございます。

その中で、今お話しいただきましたように、5月31日の東京での地方自治危機突破総決起大会に参加をいたしてまいりましたが、現在今お話しのように、国レベルでは人口、面積を基本とした簡単な算定基準を検討しているようでございますが、地方自治体といたしましては個々の自治体でそれぞれ人口や面積だけでははかり切れない個別の事情があるわけでございますので、このままでは安定的なサービスを提供することができなくなることは明白でありますので、地方としては断固としてこれに対しては反対をするものであると。町村会においても、地方の切り捨てにつながるよう意見をまとめながら要望活動も行ってまいるところでございます。

6月7日に地方六団体は、地方分権の推進に関する意見を内閣と国会に提出しておりますが、今後のこの成り行きの中、本年度も第1四半期が終了しようとしておりますが、平成19年度におきましては当然交付税が大きく税制の制度が改正をされるだろうということではございますが、今まで蓄積してまいりました当町の財政力からいたしますと、先ほど申し上げました21年、23年の問題はございますが、町民の皆さんに急激な変化なりご迷惑をかけることがないように十分安定した財政を基盤としながら、余力を持ちながらより一層の効率的な財政運営を推し進めてまいりたいと。さらにはまた、あすにつなぐ町政ということをお我々は常に念頭に置きまして、刻々と変化する情勢を最大限に見きわめながら、それに適宜対応しながら、町民の各位にご迷惑かけないように最大の努力をしてみたいと思っておりますので、よろしくひとつお願いいたします。

○議長（高橋速円君） 8番、山崎議員。

○8番（山崎信義君） 認識は、議会のときも話しましたが、余力を残した運営をしているということで一致しておりますけれども、さらに今手元にそういうのありませんが、数値、決算関係の中で見いきますと、特に自主財源、依存財源、それと一般財源とか特定財源、いろいろあるわけですが、その辺の推移、町長も把握されていると思いますけれども、一般財源をできるだけ余計にしておいていただいて、そしてより、さっきも余力のある運営ができるような努力を続けていかなければならぬというふうに思います。何もしなければ、もうだんだん、だんだんしりすばみになるわけですので、その辺の配慮はお願いしたいと思います。

この辺の数字は省きますが、自主財源については2.2ポイントの減でありますし、依存財源は逆に今度は2.1ポイントの増になっております。それから、一般財源は16ポイントの減と、特定財源は16ポイントの増というふうに、5年間の数値です、なっているわけであります。これは、実際の数字ですの
で間違いのないと思います。あとは、いつも問題になる消費的経費と投資的経費、それをいかに割り振り
して町民に幸せ感を与えるかというのがまた町長の腕でありますけれども、その辺の対策も怠りなくや
っていただければというふうに思います。

細かいことは申し上げませんが、常にこういう国、県等の、町長賢明でいらっしゃいますので、動
きを素早く察知されまして、先ほどおっしゃったとおり急激な変化とか住民に迷惑がかからないような
気持ちで日夜頑張っていただければというふうに思います。

そこで、国会も今一区切りつきまして、これからまた先ほど言いましたとおり地方交付税の問題が
だんだん、だんだんこれがエスカレートしていくのしょうけれども、今のそのもう一つの問題は、20
11年度の基礎的財政収支の黒字化、こういうものが盛んに自民党の先生方がおっしゃっておりますけれ
ども、財政経済一体会議では当初の見込みの財源不足20兆円を17兆円にするとかあるいは最近では15.5
兆円に減らすとかいろんなことを言っていますが、私は勘ぐってみますと、来年参議院の選挙がござい
ますが、その辺の絡み等々含めての数字が何か先歩きしているような気がしてなりません。それにかわ
ってまた消費税なんかも、いや、3%とか5%あるいは10%、いろいろな数字が出てまいりますけれど
も、これも秋までにまた新しい総理が決まる時点でまたその辺がはっきり出るのしょうけれども、町
長の今の段階でいいですけれども、その辺どう受けとめておられるか、所見があったら伺いたいと
思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 大変この問題につきましてはいろいろ論議が分かれているところでございます。
いわゆる総務省と財務省の駆け引きということでございますが、きょうの新聞でございますが、地方財
政審議会、これは総務省の諮問機関でございます。これには、地方は今後債務の返済がふえると、その
ために交付税を当てはめる、国税の一定割合を逆に引き上げるということを検討すべきだということ
を言っております。財政等審議会、これはきのう、財政再建のための赤字解消のために国の債務を財政か
ら弱い自治体につけかえるような、今お話がございましたプライマリーバランス、いわゆる政策的経費
を借金をしないで賄うためにはどれだけの経費を削減しなければならないか、17兆円と。全くこれら
を根拠のある数字であるかということ、何にも示されていない。だから、交付税削減ありきの中にいろ
いろのことを言っているわけですが、その中で今申し上げます総務省と財務省は、まことにあって相反する
諮問機関のそれぞれの答申というか意見、具申がされておる。

しかし、この辺が大体私は、今までもいろいろ言われていましたが、これは6月16日ですが、人口
と面積割ということでございますが、総務省の発表ですが、人口が少なく、1人当たりの行政コストが
高い自治体に配慮して一定の経過措置を設けると、あるいは人口が少ない自治体が大幅な歳入不足にな

らないように、特に離島、過疎地においては必要な財源を確保すると。要するに、人口と面積のみですべてを配分するというはすべきではないということを16日に総務省は発表しております。

このせめぎ合い、今議員さんがおっしゃったように来年の参議院選挙、地方ではもう既にこのようなことをしていれば来年の地方選挙は戦えないと、小沢党首の言うことがもっともだと、民主党に力を入れなければならぬというようなもう声が上がっているということに対する、私はそういうことがいいか悪いかは別といたしまして、もう少し基本的な論議の中で、国全体の中における地方と、いわゆる都市とのバランスとか地方の果たす役割というものをしっかりと認識した中において、単なるせめぎ合い、綱引きではなくて、もう少し基本に立った論議をしっかりと重ねながら一つの方向づけがされてしかるべきだと、私はもう常に申し上げております。

そのようなことで、先ほど申し上げておりますように、町村会等々も全力を挙げてひとつこういうような画一的な単なる機械的な地方交付税の算定基準、根拠は絶対認めるわけにはいかないという声を大にいたしているわけでございますので、この辺も楽観をいたしているわけではございませんが、極端なそういう変化は、余り大きな変化はないだろうと。しかし、変化があり得るだろうということの中に私たちは常に身を律しながら、心を常に緊張感を持ちながら前向きに財政を進めてまいらなければならぬことは十分承知をしておるところでございますし、またご指摘のようにうちの町の財政も余力を持って安定した中で進めさせていただいているわけでございますが、ただ金があればというのではなくて、いわゆる投資経費というものは、いわゆる全体の中にどの程度のものを占めるのか、これも大きな尺度になるというふうに考えておりますので、うちの町もこの18年度におきましてもやるべき事業を積極的に予算計上をいたしながら進めてまいっておるということでございますので、守りの姿勢ではなくて、やはり厳しい中にも積極的なこの人口減少、過疎が進む町に対して歯どめをかけて、活力を高めるといふことの町政を進めていくという責任は我々にあると、皆さんもです。そのような気持ちの中で進めてまいらなければならぬと私は思っております。

○議長（高橋速円君） 8番、山崎信義議員。

○8番（山崎信義君） 最後になりますが、交付税については非常に先行きが不透明だということは承知しております。しっかりした見識を持って対処されるように望んでおきます。

最後確認しておきますが、町長、住民対話集会の中でこの交付税の圧縮問題について住民の方から質問あったわけですが、最低守らなければならないガイドラインを設けて、教育とか福祉サービスの低下はさせないということを申されておりましたけれども、その気持ちに変わりはありませんよね。それだけ確認しておきます。

○議長（高橋速円君） では、町長。

○町長（小林則幸君） 実は、BSNできょう出ておりましたが、番組の中でも、良寛町が100万円のいわゆる定住に対する補助金を出すということで助成措置をすると番組タイトルに出ておりましたが、きょう6時15分から放映される番組に出ておりましたが、私はその中で申し上げたわけでございますが、

率直に申し上げますが、どのような取り上げ方をしてどのように放映されるかわかりません。1時間にわたって取材されたわけですから、その中からピックアップして、そのほかにもいっぱい取材したものをピックアップして三、四分か5分ぐらいで放映するわけですから……。

特にその中で私が申し上げたことは、団塊世代を呼び込むということは高齢化につながるというようなご質問をいただきました。しかし、私は当出雲崎町といたしましては、議会の皆さんあるいは町民の皆さんにもうちの町は高齢化が進んでいるという事実は否めることはできないと。しかしながら、私は逆にこの出雲崎町、高齢化が進むお年寄りの皆さんあるいは障害を持つ皆さん、そういう皆さんが「いや、もうこの町はそれでも我々にも温かい施策なり心の通った、いわゆる政策、仕事をしていただける」と、「いや、本当に安心して暮らしている」と、「ついのすみかとしては出雲崎町は最高の場所だ」と言われるような私は施策を議会の皆さんと語りながら、これは福祉関係とか教育関係においても他の町村には負けないレベルの高い位置におると。しかし、私はそのことが、そういう施策を施すことが逆に若い人たちからもこういう町であれば住んでみようかという逆も真なりということの中で、私は皆さんがどういうことを言われようとも、基本的にはその政策をしっかりと柱に据えて進めてまいるということが私は実は記者に申し上げております。これはどういう形で放映されるかわかりませんが、今山崎議員さんから改めてただされたわけですが、この方針に気持ちには変わらないということだけは申し上げさせていただきます。

田 辺 雅 巳 君

○議長（高橋速円君） 次に、4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） 私は、大まかに言って2点についてお聞きしたいと思います。

まず初めに、羽黒町公園の整備についてであります。昨年に公園のフェンスの柱がさびついて何本が折れました。それで、折れた柱のフェンスのつけ根、折れたところのフェンスのつけ根、そこにとがった鉄の残が残っているのです。それで、子供たちがそこをくぐり抜けたりなんかして、ひょっとした拍子に手や頭などがすることがあるのです。そういうことで、もう職員の方をお願いして、来られて、ひも縛っていただきました。最近くぐり抜ける人が今度いなくなりまして、さびているところもなくなった件もあるのですが、ただ1カ所だけまた柱がちょっと折れかかっておりましたが、とにかく子供たちがいつ何どき、親がいないときにでも遊び来るわけです。そのときにひょっとしたことからけがしないように一刻も早く、大事に至らないためにも早く公園整備をしてほしいと思っております。

18年度予算がもうついているわけですが、それについていつごろまでに完了するのか。つい最近ちょっと役場の職員に聞いたら、夏休み前に終わりたいという話はしているのですが、正式ではないので、そこから辺町長から再度どういうふうになっているのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思っております。

それで2番目に、安心して通られる歩道ということで、歩道の件についてであります。ここは、特

に海岸から中央公民館あたり、352号線ずっと歩道と車道になっていますが、とにかく自転車通学の人、中学生は自転車通学している、ましてや歩いている人、障害者の人、車いすなどということで、ここを歩道を使っているのです。それで、ところがこのごろ天気がいいかしのれないのですが、草が伸びきっていないで、だんだん枯れてきているみたいな状況があるのですが、これからまた梅雨もまだまだあけていないので、いつ何どきまた草が伸びて邪魔になるかもしれません。今でもちょっと邪魔になっている部分があるのです。それについて、草と言ってもやっぱりちょっとさわるだけでもけがすることもあるし、虫もちょっとたかってくる状況もありますので、そういうことで安心して通れるためにも、ひとつどこのようにされるのか。これは毎年のことですので、そこら辺も含めてちょっとお聞きしたいというふうに思っています。

それでもう一つなのですが、国道352号の米田の板橋ですが、今工事もう終わっておりますが、その板橋の中学校寄りの一部の歩道が今狭くなっているというのが町長にも一応お話ししました。一部歩道が狭くなっているのですが、その反対側の車道の方はどうかというところも広がっているのです。担当課に聞きましたら、県の事業でカーブのところは広くするのだというふうなことで、歩道を広くするには土地買収が必要で、土地の買収がうまくいかなかったという話でした。町の工事の件については、2メートル、これは確保するというふうにしていくそうでもあります。歩道が狭くなっているところ、これ一部分なのですが、何とかならないものだろうかということで町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 田辺議員さんのご質問にお答えをいたしますが、まずご質問の第1点目でございます。羽黒町の児童遊園のフェンスの取りかえなど修繕の完了時期についてであります。今お話ありましたように、子供さんたちが夏休みに入る7月中旬から下旬ごろを目途といたしまして現在準備を進めておるところでございますので、ご理解をお願いしたいと。また、あわせまして、工事期間中におきましては、保護者や、また地域の皆様方のご協力もお願い申し上げたいと考えております。

次に、歩道に関するご質問でございますが、国道352号の県が管理しております道路の除草作業を毎年入札で決定されておりますが、確認をいたしましたところ、明日入札が行われる予定だということでございますので、入札後早急に除草をしてもらうよう担当課長から発注者に依頼させておりますので、もうしばらくお待ちをいただきたいというふうに思っております。

最後に、板橋付近の歩道が狭くなっている部分でございますが、前後の歩道の幅員から比較しますと2メートルを確保したいところですが、狭いところは1メートル40になっております。原因につきましては、建設課長が田辺議員さんに申したとおりでございますが、歩道に隣接する土地の所有者が17名の共同名義になっておりまして、中にはどちらにおられるか不在の方もあると。そうなりますと、相続登記の困難な名義人も多く、事業主体の県といたしましても用地買収確保を断念せざるを得なかったというふうに聞いております。土地の取得ができないところは、工事を当然行うことができませんので、県も対応に困っておるところが事実でございますが、車道の幅員を狭めるということではできませ

るので、残念ながらやむを得ず狭い歩道になっておるといのが現実でございますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋速円君） 4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） 児童遊園の件、わかりました。ぜひひとつ早くできるようにお願いしたいと思います。

ただ、問題は歩道についてなのですが、これは最初のところはちょっとわからないのですが、多分歩道が1.4メートルのところ、車道が4.83メートル、もう片方の車道の方は5メートルなのです。そのずっと先の中央公民館及びずっとあの辺はカーブだらけになっておりますが、あそこの車道は3.43、3.4メートルなのです、もしくは3.9メートルなのです。1メートルもちょっとやっぱり長いのです。そうして見ると、今新しい工事だということで、ある面ではやむを得ないかと思うのですが、これは県の事業です。せめて町の歩道をやっぱり2メートル必要なのだと、やっぱり安心して通れる歩道をするためにはやっぱり2メートル必要なのだということをきちっとやっぱり県の方に言っていて、何とかしてもらいたいというふうに言えないのかどうか。あくまでもさっき言ったように車道が大分広くとってあるわけです。50センチかそこら狭くすればいいわけです。そこら辺の関係で、県の方に言えるかどうか、そこら辺ちょっとお聞きして私の発言終わりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 先般の協議会でしたでしょうか、委員さんからそのようなご質問がございました、私もご質問の趣旨と同じく、ちょっとおかしいなというふうに考えておりました。当然その辺も是正されるものかなと思っておったのですが、今申し上げますように、県も改良を進めるならば、やはり次につなげる、例えば車道につきましても今後さらなる延長線上で改良が行われるわけでございますので、やはり車道はきちっと確保すると、当然歩道も確保するというのが大原則でございますが、今公共事業も、いわゆるかつてのような状況ではございませんので、要するに何としても地権者のご理解がいただかないとなかなかこの工事は進められない。特に今はかつての時代におきましてはそう言ったら失礼ですが、今私たちの町でも積み残しもございますが、登記上の問題につきましてはまあまあこの辺でいいたろうというようなことで、更正図なりあるいは道路台帳をつくっておったわけでございますが、もうそれも是正をしております。しかし、もうそういうことは絶対許されないわけでございますので、あくまでも用地を確保するためには地権者からその用地を確保、買収しなければならない。その相手がどうしても理解を示さないあるいは登記ができない状況であれば、これは全く私たちが申し上げる前に県が苦慮していると思います。県が相当努力したと思います。しかし、その努力をしたにもかかわらず、万やむを得ずご指摘のような狭小なる一部歩道になったということは、これは私たちがどんなにお願いしても、県はやるということでやってきているわけですから、それができないというのはもう相当の、財政的な問題であればこれはすぐ解決するのです、場合によっては町の対応もございませう。そういう

もう基本的なまず第一歩の原理原則の中でこの問題は解決できないとなりますと、何もできないというのが今現実でございますので、これは町が願うよりも県が何としてもやりたいということで取り組んでおられながらも、なおかつ今の申し上げたような事情で用地買収ができなかったということにおける1メートル40の狭小な一部歩道ができたということで、私たちもこれは万やむを得ないものと認めざるを得ないということで結論づけております。

○議長（高橋速円君） 4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） もうちょっと聞きます。

歩道幅が大事なのか車道幅が大事なのか。いわゆる両方大事だと言われるかもしれないけれども、多少歩道の方をちょっと長くして車道の方をちょっと狭くしたらどうかという提案もあるのですが、そこら辺県の方に言えるのかどうか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋速円君） では、町長。

○町長（小林則幸君） 歩行者優先か車優先かというような論議になりますと、これなかなか難しい問題でございますが、どちらも大事です。どちらも車道が冬であることによって大きな事故も起こるわけでございますので、これも大事ですし、歩行者もやっぱり安全を期すということにおける歩道というものの今重要性が叫ばれているわけでございますので、どちらがどうではないのですが、どちらも大事ですが、やはり構造上の問題からすれば、つくるべきものはきちっとつくっておいて、さらに延長的に、今後いろいろな一つの要因が整ってまいりますれば、場合によっては、ほんの一部ですから、一部の問題を解決する可能性もなきにしもあらずだと思うのです。

ただし、車道をもう狭めたような状況であるということは、これはやっぱり発注者側といたしましても、この道路というものを構造上の問題とか先ほど申し上げます今後の問題からいたしましても、やはり車道は車道として、歩道はほんの一部区間でございますので、これについては私は今後においてもこの地権者の確認なりそういうものができれば、さらに一部分ですから、若干の工事費を加えれば可能性がありますので、可能性を残したところはそれなりに残して、基本的にやるべきものはきちっと、やっぱり道路は道路なりにも形をつくっていくというのが私はセオリーではないかと思っております。

○議長（高橋速円君） ここで暫時ちょっと休憩いたします。

（午前11時02分）

○議長（高橋速円君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

中野勝正君

○議長（高橋速円君） 引き続き、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6番、中野勝正議員。

○6番(中野勝正君) 私は、地域福祉基金についてお伺いしたいと思います。

国が地域における高齢者、保健福祉活動促進確保等を図る目的で平成3年、4年度と2回に分け交付税で措置され、特に市町村に厚く配分されたと聞いております。町の条例も平成3年に決まり、改正は平成5年に行われました。設置の第1条では、地域における福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等を図るため、出雲崎町地域福祉基金を設置する。第2条は、基金の額は1,596万2,000円とする。第4条では、基金の管理及び運用から生ずる収益は一般会計歳入歳出予算にも計上して、民間団体等が行う地域保健福祉の増進に関する事業及び基金の管理に要する経費の財源に充て、またはこの基金に編入するものとする。基金には、積立基金と運用基金の2種類が地方自治法で規定されておるわけで、本町の積立金は1億6,360万8,000円です。第1条、第2条、第4条について、町長がどのように考えていられるか。

- 1、積立金の使い道及びその内容について。
- 2、積立金の金額が妥当かどうか、また目標額について。
- 3、基金の処分について。

以上について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長(高橋速円君) 町長。

○町長(小林則幸君) 中野議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。地域福祉基金についてでございますが、これにつきましてはご承知のように高齢化社会に備えまして、平成元年度からの高齢者保健福祉推進10カ年戦略、いわゆるゴールドプランというものを受けまして、当時の厚生省と自治省の協議によりまして、平成3年度から5年度までの3カ年間にわたりまして地域福祉基金設置のために9,600億円を県、市町村に地方交付税措置したものであります。

本来地方交付税の使い道は、自治体に任されておるところでございますが、この交付税措置額につきましては各自治体が基金を設置して、運用益を用いて民間団体への補助を含めて、長寿社会に備えての在宅福祉の向上、健康づくりあるいはボランティア活動の活性化のための使途が示されておるわけでございます。

本町は、平成3年度からの交付を見込みまして、前年度の平成2年度に本基金を設置いたしまして、1,596万2,000円の積み立てを行っておりますが、平成3年度からの3年間の交付税措置がされたものを合わせますと、現在は今お話しのように1億6,360万8,000円の基金残高を保有しております。この運用益を社会福祉協議会事業への補助財源として基金創設時から活用しております。また、当時から自治省におきましても、基金の処分については想定はなく、毎年各自治体に基金残高の報告を求めておるといのが実態でございます。3カ年間の交付後の平成7年度基金利子を見ますと、利率が高いこともありまして、年間約200万円ぐらいの運用益があったわけでございますが、平成17年度は低金利時代を迎えておりまして、7万円のわずかな運用益となっております。いかに利率が低いかがご理解いただけるのではないかと思います。

そこで、第1点の第1条の設置目的につきましては、地域における福祉活動の促進、快適な生活環境の形成となっておりますが、当然今ほど申し上げましたように、国の考え方が交付措置をされたもので、そのものが前提にありまして、それに沿って運用を図っていかなければならないというふうにご考えております。

2点目の基金の額についてでございますが、当初国から交付税措置をされたものを積み立て、現在運用しておりますが、先ほど申し上げましたように利率が非常に低いわけでございますので、運用益も少なくなっております。今後も従前どおり町がそれに追加の積み立てをするということは全く考えておりません。

3点目の基金の処分についてでございますが、関係する第4条についての考え方でございます。本条例は、他の目的基金にある処分規定というものがありません。運用益については、あくまで果実運用ということを中心に考えております。また、ご承知のように今基金とは別に当町は社会福祉基金を設置しておりまして、平成17年度末におきましては5,700万円程度の基金残高を保有しております。この基金については、あくまでも自主的に、弾力性を持たせながら、広く社会福祉事業に充てる目的で現在活用しております。17年度は約720万円を老人福祉事業、児童福祉事業に充当し、基金を有効に活用をいたしております。現段階では、地域福祉基金につきましては設置目的に沿った果実運用型として団体等が行う地域保健福祉事業の財源として、また社会福祉基金につきましては、今申し上げましたように幅広い社会福祉事業の財源として活用してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋速円君） 6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正君） 今お聞きしまして、私はではその中で、今言う1億6,360万8,000円の中で、この金額が考え方によると多いか少ないかするわけですが、当町においては、先ほど先輩議員の中で財政調整基金が11億円あるということで、財政経営でうまくいっているという中でなっておりますが、私の考えとしましては、この基金を1,596万2,000円に戻しまして、あとの残りを財政調整基金に繰り込まれるかどうか、この辺についてはどのようにお考えかお聞きしたいと。

それと、今言う町としては18年度の5月31日時点では基金は21億8,100万円ちょっとあるわけですが、その中で13基金行われている中でトータルで21億8,000万円ぐらいあるわけです。その中で地域福祉基金が1億6,360万8,000円あるわけです。ですから、あえてこれを何もしなくてもいいのではないかなというふうに思われますが、先ほど町長述べられていましたように、金利が安いと、当初いいときは200万円あったのだけれども、今は7万円しかないのだと。そうであれば、もっと活用方法としては財政調整基金の方に繰り込んでやったらまたいかがかと。その辺の町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 先ほど答弁をいたしましたように、この地域福祉基金につきましては、いわゆ

る国の交付税措置はされておりますが、その使用用途というものについては、基金として積み立てておき、その果実運用を図りなさいということで、毎年基金残高を報告しなさいという義務づけもいたしておりますので、安易にこれを取り崩して他の目的に使用するというのは現段階におきましてはいかかなものかと。そういう必要性があれば、今お話もございました財政調整基金なり、今持てるお金もあるわけでございますので、先ほど来から申し上げる福祉関係につきましてもできるだけの手厚い対応はしてまいるといふことで、この地域福祉基金を崩さなければ一応のいろいろやりたいこともやれないといふ今状況ではございませんので、今の段階ではこの基金はこのままに果実運用を図ってまいりたいといふように思っておりますし、またもう一点の基金等につきましては、これは随時基金を取り崩しながら弾力的にひとつ目的を達成できるように活用してまいりたいといふように思っているわけでございますので、そのようにひとつご理解もいただきたいといふように考えております。

○議長（高橋速円君） 6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正君） わかりました。

関連でお聞きするのですが、今町の方では、私も福祉に力を入れている一人としまして、非常に今町が力入れていることは重々承知しております。その中で、もう少し目配り、気配りというのでしょうか、その辺のものがどんなかなといふふうな疑問点が生じていることは事実であります。

その中で、今この運用の方法なのですけれども、主に今社会福祉協議会のところに運用が利子関係のものが行って、一般会計の方に繰り込まれて使い道を選択されているといふふうな経過になっているだろうと思います。その中で、例えばそれに準じた団体が生じた場合は、そのような措置も、同じような社会福祉協議会と対等な考えができるのかどうかについてお伺いしたいと思いますし、それにまた関連して、ここには書いてはないのですが、例えば各今社会福祉協議会に大変頑張っているから、寄附金等を町を通じてやると優遇措置免除が起きるわけですけれども、一般の民間団体ではそういう措置がないのですけれども、例えばある民間の方が町に来まして、何々のところにこの金額を有効に使ってほしいというときには、その団体に町を通じてやるのが可能かどうか、そうした場合は優遇措置が受けられるかどうかについて、優遇措置といいますと税務関係の関係になると思うのですが、その辺の優遇措置が受けられるかどうかについてお聞きしたいと思うのですが、これは質問にないですので、よろしくお願いします。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） まず、第1点目の目配り、気配りの中で若干ふぐあいがあるのではないかと一うご意見ございますが、この辺は中野議員さんも本当に率直に現場でいろいろの面の対応をされているようでございますので、もしそういう具体的事実がございましたら、いつでも町の方にお申し出をいただきながら、また正すべきは正してまいりたいといふように考えておりますので、その辺は今後ひとつまたよろしくお願いをしたいといふように思っておるわけでございます。

また、非営利団体と言われる団体の皆さんがそれぞれの活動をされるという一つの目的を持って法

人化されて活動を展開をされるということになってまいりますれば、これは町としても対応してまいりたいというように考えております。

さらに、寄附の件でございますが、私たちもいろいろな皆さんから福祉関係なりあるいは町にという寄附もいただいております。そのときには、しっかりとご厚志をいただくそのお方にこれは福祉関係にご寄附をいただくのかあるいは町の一般的な広義に解釈した、いわゆる使途、使っていいのかということを確認をしながらそのご寄附をいただいておりますというのが現実でございます。これについての非課税措置というものにつきましては、これは日赤等についてはこれは非課税扱いになると思うのですが、これはちょっと私余り感覚で申し上げては……法律で定まっておりますので、町民課長に答弁させます。

○議長（高橋速円君） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一君） 寄附金控除の方、これ例えば日本赤十字社の支援の対して10万円を超える寄附をした場合には寄附金控除が適用されます。

田 中 元 君

○議長（高橋速円君） 次に、5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） 私も、先ほど同僚の南波議員が大綱については正直申し上げて町長さんの答弁をいただいておりますので、できるだけダブらないように、もう少し細かいことでちょっとお聞きしてみます。

農業政策の今後ということで町長にお伺いします。昨年の10月の27日に国会で決定しました経営所得安定対策等大綱によって、明年、平成19年度から農業への取り組みが大きく変わります。当町では、昭和49年度から水稲基盤安定のために団体営事業あるいは県単によるほ場整備が続きました。平成に入ってから中山間地ほ場整備と基盤の強化に努めておられるのは周知の事実でございます。行政当局におかれては、あらゆる補助事業を取り入れられて農家の基盤安定に努力されていることも重々承知はしております。

しかし、国の今回の農業政策は、第1次産業の農業に対しては今までにない条件を出してまいりました。農家は、認定農業者であるか法人であるか、それから一定の条件を備える集落営農組織であることなどが主な条件です。個人の営農面積の少ない当町にとっては大変厳しい条件だと、これは思います。例えば認定農家の方、法人の方は2町6反以上の面積確保は最低必要ですしこれは中山間地への特例を含めてでございますが。それから、集落営農組織については12町5反。本来は面積が余計なわけなので、20ヘクタールですから。これを約7町四、五反程度減らされて緩和されているわけですが、そういう条件が必要。

それで、例えば私も少しばかり田んぼの中へ足を突っ込んでいますので、部落で申し上げますと、うちの集落では既に経営面積12町5反ございません、部落で。部落でまとめようとするれば、もう面積は

既にアウトです。ましてその中にうちの部落では認定農業者になっている方一人ございます。この方が2町5反、仮に6反とりますと、残りが立石集落の耕作面積ははっきり申し上げて8町9町もなくなるわけです。そうなると、部落だけでは既にこの法人化もできない。だったら隣の集落を入れて法人化にすればいいのではないかと、これは国はそう言います、必ず。ましてうちの地域は、皆さんもご存じのとおり五ヶ字という昔からの地域がございまして、割合共同意識の強いところではあります、残念ながら農家そのものの個人的な考え方というのは今までずっと個人経営なのです。自分の田んぼでとれた米、農地でとれたもので収入を賄っている方あるいは先ほどの質問にあったように兼業農家でやっている方、2通りあると思いますが、やはり農業に意欲があっても、このような政策では農業をやっていくということに行政としてどのような指導、助言を与えて地場産業の農業の活性化、これに努めるためにどうやっていかれるのか。細かい点についてひとつ町長のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） この法律審議される過程におきましては、この新しい経営安定対策は小農切り捨てにつながるという相当大きな反論があったわけでございますが、これもあえてクリアされた中でこの法律が制定をされたということです。

ご承知のように、もうこの法律が適用される日本の、いわゆる農地面積の何割かと言いますと、50%と言われておりますし、農家は30%と言われております。このようにこれは大変厳しい法律と私は考えておりますし、現に我が町においても小農が大変多いわけでございますのでそういうことが言えますが、しかし数字上から申し上げますと、出雲崎町におきましては面積50%はクリアをしております、現実的に。例えば2町6反以上をやっている担い手あるいは集落営農対象とした、いわゆる面積をトータルいたしますと292ヘクタールでございます。出雲崎町は512ヘクタールの耕地がございまして、はるかとは言いませんが、57%は大体この対象になり得る可能性がございまして。ただし、農家におきましては893戸の農家のうちの対象は138戸でございますので、14%という数値が出ております。ということは、面積的には国が考えるもの以上のものが対象になる。しかし、農家においてはそういう現実がございまして。

さて、それを具体的にどうするかということになってまいりますと、例えば立石集落、ここにおいてはその営農集落を行えないような状況で、いわゆる他集落との提携ということが考えられる。これはなかなか難しい問題出てまいります。その中でどうクリアしなければならぬかということは、やっぱり意欲ある担い手をいかに育成するかということです。

出雲崎町もご承知のように非常に893戸ございまして、耕作面積は本当に微々たるものでございます。そういう中にこのいわゆる法律が適用されていくとなると、数字上は面積はクリアする、農家は14%ということですが、非常に厳しいのです。だから、現実的な問題といたしまして、これはいかに担い手を育成するか、2町6反以上の耕作に意欲を持つ人を集落の中で選定をしてお願いをするかということなのです。

さらに、私はこの法律がはっきりまだ出てまいりませんのでわかりませんが、要するにこの対象は、

米もさることながら、麦とか大豆とか、いわゆるでんぷんを加工するばれいしょが対象になるのです。そうやってまいりますと、いわゆる今の出雲崎町の水田耕地状況ではなかなかこれは難しい、現実的です。どんな法律ができようとも、立地条件なり、いろいろな一つの環境があるわけですから、これはなかなか超えられない。そういうときにどうするのか。この辺が本当に私は、こんなこと言っただけ失礼ですが、これは議事録に載るわけですので不謹慎な話もできないのですが、果たしてこの法律というのは、先ほど申し上げます、いわゆる補てんをすとかいろいろの方策ございますし、それに対する麦とかそういうものが中心になって、大豆が中心になってくると出雲崎町はなかなかそういう条件をクリアするには難しくなってくると。果たして、米は皆さんもご承知のように関税措置がしてあるわけでございますので、これは案外この制度の中では非常に厳しい制約ができてくると思います。問題は、いわゆる受給率をいかに高めるかということもこの法律の目的なのです。そうやってまいりますと、いわゆる大豆とか麦とかでんぷんをつくるのにばれいしょとか、そういうのが対象になってくるとなると出雲崎町は果たしてどうなるのでしょうか。そういう現実をもう少ししっかりと見きわめないと、単にそんなこと言っただけ群盲象を撫でる、私もそうです、群盲象を撫でる、しっぽをつかんで、象のしっぽをつかんでこれは象だと、耳をつかんでこれは象だと、目に触ってこれは象だと言う人もあるでしょう。しかし、本体の象というものの輪郭はまだはっきりしないと私は思っているのです。だから、概算要求の7月の段階で具体的に制度の裏づけというか、金額の問題から対象をどういうものに絞るのかというものは具体的にしてくるわけでございますので、そういうものを見きわめながら、メリットがあるのか、いわゆるマイナス面が出てくるのか。例えば集落営農法人化と。今は集落営農は法人化しなくてもいいのです。しかし、将来に備えて法人化をするというものを前提にして取り組みなさいということになっているのです。この法人化というのはどういうことですか。これは大変です。先ほど南波議員がおっしゃったとおりです。そういう問題出てくるのです。

だから私は、出雲崎町は兼業農家が多い、私はこれからは大規模経営というものは画一的なものをつくって売るので。我々の小さな農家は、それなりの無農薬の消費者に好まれるものをつくって、高品質高価値のものを売ればいいのです。そういう方策もあるのです。何にもかにも法律でこだわって、何が何でもやるのだというような、私がそんなこと言ったらおしかり受けるかわかりませんが、現実的な話なのです。

ただし、うちもそういう意味で面積をクリアしたいというのは、赤坂地区あるいは柿木の薬師堂、さらにまた六郎女地区の基盤整備をやりますから、やったことによって集落営農なり面積がクリアできるということですから、やっぱり行政としてはそれはもう最善の努力をしますが、どうしてもできないところがありますから。まず、そういうものについてはもう少ししっかりと一つの成り行きを見きわめながら、どういう法律がどういうような形になっていくのか、私はやっぱり対応しながら進めていくべきだなと。ただし、先ほど来から申し上げます集落営農なり担い手をいかに育成するのかあるいは農地の集約をどう図るのか、その辺についてはやっぱり前向きに今から対応していかなければならない、こ

れは将来的にもそうです。だから、そういう基礎づくりまず我々はやって、その中で法律にどう対応していくのか、プラスがあるのかマイナスがあるのか、その辺の選択をしながら、農家の皆さんと一緒に行政も一体となってやっていかなければならぬというように私は思っています。

○議長（高橋速円君） 5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） 先ほどの南波同僚議員の答えの改めて出てきておるようでございますが、確かに今おっしゃっているとおり基礎を中心にやっておられる行政の考え方は納得いくわけですが、ただ問題は、そうでなくて、どうにもならなかった農家の農地をどうするかということなのです、最後は。というのは、何しろ国の農業政策は猫の目ですから、2年たったら変わり、2年たてば変わりでこの2年でまた変わったわけです。これが果たして生涯続くとは限らぬわけです。そうすると、例えば町長がおっしゃった5年後に法人化にするような準備をなさいよということは書いてあります。やっている最中にまた法律がくるっと変わったら、また何にもならなくなる。今まで国はそうやって農家をいじめてきているのです、はっきり言って。

それで、現実に数字を申し上げます。今回経営所得安定対策への取り組みという資料、それから新潟県の米策定改革推進委員会という資料が出ています。その中に町のさっきの数字が出ていますが、担当課に聞きましたところ、1から3までの大綱が載っている冊子がありますが、その3番目の農地、水などの資源や環境の保全向上を図るためと。この問題については、もう既にクレームがついているそうです。これはまだだめですよというふうに私は伺いました。その中に書いてあることは、その基盤となる農地、水、環境の保全向上と農業の支援環境機能の維持増進を図る地域振興策。拡大解釈すると、土地改良したり何かするのはどうかなという疑問が浮きます、文言だけでは、そうではなくて、やはり今言うように、この項目の中に特に補償といいますが、補てん金の問題があるのですが、今までの現状の個別のやつですと、補助金が反当たり6,375円、細かい数字で。これは、今までの精算で補てんが一定の価格が下がった場合に出ました。ところが、このままいって何にもしない方は2,250円しか出ないのです、今の政策では、反当たり。それから、さっき言った法人化したり担い手があると1万2,300円強の補助金が単純計算で出てくる。もう既にこれだけ違う。そうすると、何もできない小さな農家、正直に言って3反や5反の人たちが例えば集落で土地改良も何にもできないようなところが残った場合は、もう米つくることもできない。さっき町長は、うまい米をつくって、付加価値をつけて売ればできると、こうおっしゃいますが、果たしてそういうようなことだけではなくて、いわゆる農業に対する意欲を持ってもらわなければだめなのですが、そういう細かい、小さな弱小の農家に町がどのようにこれから行政的に対応していくのか、その辺のことをもう少し詳しく説明できたらお願いしたいのですが。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 先ほど来から申し上げますように、出雲崎町の農家戸数は893戸、平均反別は0.57ヘクタール、5反7俵です。こういう農家が多いわけです。そういう農家、確かに今そういう今お

しゃるように、補助金なりそういうもの、産地づくり交付金というものは、今までの産地づくり交付金を絶対ゼロにするのではないですから。そういうものをベースにあるわけです。だから、それに対する上乘せがどのような形になるのか。あくまでも基準単価と現在収穫したそのものの補てんの9割をするというようなことで、単純にただ面積で今おっしゃるような交付金が出るわけではないのです。だから、そういう意味から、それも農家は抛出ししなければならないのです。そういう問題もあるのです。

だから私は、さりとてそれではその中でどういう対応をしていくかという、例えば2反、3反、4反の農家が結果的にそういうものを不利益をこうむるということになってくれば、やっぱり先ほど来から申し上げるように、農家個々の判断です、経営をどうするのか。2種兼業として飯米で、あるいは自分のつくったうまい米を知り合いの皆さんに分けてお金をいただくのかあるいはそういう担い手にすべてを任せて経営を任せるのか、この辺は今度は、今田中議員さんがおっしゃるように具体的な数字が出てくる。これは、人間ですから、お互いがいかにやっぱり、ただで働くのではないのです。やっぱり働く以上はそれに対する所得なり求めて働いているのですから。そういうものをてんびんにかけながらどちらをとるのか。そういうまず農家個々の、いわゆる意識というものは基本になっていかなければならない。我々は、どうすれ、こうすれと言っても、農家の皆さんがどう考えるのかということが基本なのです。だから、今私たちは手をこまねているのではない。先ほど来から申し上げるように、それぞれの地域へ出て、それぞれの皆さんのご意見を聞きながら、こういう情勢の中で流れは出ていますよ、どういう対応されますか、それについてのお考えをお聞きしながら、行政としてどういう取り組みをするかということこれから進めていくわけですから、今私がその農家はもうやめなさいと、あなたはもうだめなのだからやめて、それをだれかにつくってもらいなさいとか売りなさいとかということは言えるわけがないです。だから、私はやっぱりこういう流れが、戦後の大転換期の大きな流れが来るのですから、おっしゃるようにこれも19年から21年の3年間はやるというのでしょうか。だから、また変わるかもわからない。変わるかわからないけれども、一つの大きな転換期ですから、やっぱりそれなりの皆さんによく説明をして、どういう選択をされるかということ。基本的には農地の集約をしなければならぬという、それしていかなければならない。集落営農を進めていただきたいというのが基本的です。

そして、さっきおっしゃる農地と水と環境保全というのは、これはやはりこれからのいわゆる農地なり水路なり、いろいろの問題をいかに共同体で、非農家の皆さんも農家の皆さんも含めて、いかにそれを守っていくかという組織をつくってくださいということですから、田んぼやそういう問題だけではないのです。既存の水路なり、道路なり、草刈りなり、いろいろな問題をいかに保全をしていくか。それには農家だけではなく、一般の皆さんも含めたそういう共同体の中で組織をつくってやっていくべきではないかという一つなのです。そういうこともよく含めてこれからひとつ検討していかなければならぬというように思っております。

○議長（高橋速円君） 5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） 最後になりましたので、これで終わるわけでございますが、実際に今町長がお

っしゃっている、本当にごもつとも、そのとおりなのです。

しかし、先ほども申し上げましたが、重ねて申し上げますが、農家というのは自分の田んぼに対する愛着だとか魅力だとか、そういうものはもうなかなか今のこの農業形態の中では考えられないほど複雑なものは思っているわけです。それで、結局、だけれども今はそうやって任せないと言われても、任り手がない。担い手を育成しなさい。一定の担い手育成仮にしたとしても、この田んぼは要らないよ、あの田んぼは要らないよ、これは担い手としてつukれないからだめですよという田んぼが当然出てくるわけです。そうなった場合、その農家は農地を放棄した場合は、農地ありますよね。基幹産業の農地を荒らして、国はそういう法律をつくって、結局できないために農地を荒らしてしまって荒地になった場合は、今度は、さっき町長もおっしゃったような保全もできなくなる。災害も起きます。そういうことがあってはならないわけです。

ですから、国の法律に基づいて県があり町があるわけですから、順応はしなければだめですが、いわゆるその辺で法律が通ったわけですので、これからも説明会だとかそういう中でそういう面についての町の細かな対応をこれからどうやっていかれるのか、最後は、結局荒地にならないようにするに何か方策をとらなければならない。それは、農家にやれと言っても、もう正直言って70、80で担い手に頼んでも、場所が悪いあるいはせがれ夫婦だとか娘夫婦が実際にはもうここになくて田んぼができないというようになったら当然荒れると思うのです。その辺の細かいところまでやり、小さな町であるからこそ目の届くような農政になっていただきたいと思ってきょうは質問に立ったわけですので、その辺をひとつ十分にお考えいただいて、町長の口癖ではないですが、きめの細かい行政の中の、特に農業についても、福祉、教育だけではなく、基幹産業ですから、しいて言えば漁業もそうなのですけれども、そういうところへ目の届いた指導と助言を与えていただきたく、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（高橋速円君） 以上で一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（高橋速円君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（午前11時48分）

第 3 号

(6 月 22 日)

平成18年第4回(6月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成18年6月22日(木曜日)午前10時開議

- 第1 議案第49号 出雲崎町国民保護対策本部及び出雲崎町緊急対処事態対策本部条例制定について
- 第2 議案第50号 出雲崎町国民保護協議会条例制定について
- 第3 議案第51号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 請願第2号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願書について
- 第5 議案第52号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第53号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例制定について
- 第7 議案第54号 土地の処分について
- 第8 議案第55号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第1号)について
- 第9 議案第56号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 第10 議案第57号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第11 議案第58号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第12 議案第60号 工事請負契約の締結について(北国街道妻入り会館建設(建築本体)工事)
- 第13 発議第3号 新潟県議会議員の選挙区並びに定数配置に関する決議について
- 第14 常任委員会の閉会中所管事務調査の件
- 第15 議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

- 第1 議案第49号 出雲崎町国民保護対策本部及び出雲崎町緊急対処事態対策本部条例制定について
- 第2 議案第50号 出雲崎町国民保護協議会条例制定について
- 第3 議案第51号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 請願第2号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育

予算の充実を求める請願書について

- 第 5 議案第 5 2 号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 6 議案第 5 3 号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例制定について
 - 第 7 議案第 5 4 号 土地の処分について
 - 第 8 議案第 5 5 号 平成 1 8 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 1 号）について
 - 第 9 議案第 5 6 号 平成 1 8 年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について
 - 第 1 0 議案第 5 7 号 平成 1 8 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
 - 第 1 1 議案第 5 8 号 平成 1 8 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）について
 - 第 1 2 議案第 6 0 号 工事請負契約の締結について（北国街道妻入り会館建設（建築本体）工事）
 - 第 1 3 発議第 3 号 新潟県議会議員の選挙区並びに定数配置に関する決議について
 - 第 1 4 常任委員会の閉会中所管事務調査の件
 - 第 1 5 議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件
- 追加日程第 1 発議第 4 号 3 0 人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める意見書について

○出席議員（10名）

1番	小林泰三君	2番	田中政孝君
3番	中川正弘君	4番	田辺雅巳君
5番	田中元君	6番	中野勝正君
7番	南波榮一君	8番	山崎信義君
9番	日山正雄君	10番	高橋速円君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸君
助役	小林忠敏君
教育長	佐藤亨君
総務課長	山田正志君
町民課長	徳永孝一君
保健福祉課長	佐藤信男君
産業観光課長	加藤和一君
建設課長	玉沖馨君
教育課長	関川政敏君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

開議の宣告

○議長（高橋速円君） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程の報告

○議長（高橋速円君） 議会運営委員長から、本日午前9時議員控室において議会運営委員会を開催し、本日の議事日程に関し、お手元に配りましたとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

議案第49号 出雲崎町国民保護対策本部及び出雲崎町緊急対処事態対策本部
条例制定について

議案第50号 出雲崎町国民保護協議会条例制定について

議案第51号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例制定について

請願第2号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじ
めとする教育予算の充実を求める請願書について

○議長（高橋速円君） 日程第1、議案第49号 出雲崎町国民保護対策本部及び出雲崎町緊急対処事態対策本部条例制定について、日程第2、議案第50号 出雲崎町国民保護協議会条例制定について、日程第3、議案第51号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、請願第2号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願書について、以上議案3件、請願1件を一括議題といたします。

ただいま議題としました議案3件、請願1件は、総務文教常任委員会に付託してあります。その審査経過並びに結果について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、田中元議員。

○総務文教常任委員長（田中 元君） それでは、ただいまから総務文教常任委員長報告を申し上げます。

去る6月16日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました議案3件、請願1件の審査のため、6月19日午後1時30分より議員控室に委員全員が出席し、助役、教育長ほか関係課課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。その審査結果については別紙報告書のとおりであります。その審査の経過について報告いたします。

議案第49号 出雲崎町国民保護対策本部及び出雲崎町緊急対処事態対策本部条例制定については、我が国に対する外部からの武力攻撃や大規模テロ等が行われた場合、国民の生命、身体、財産をどのよ

うに保護するか、その影響を最小限にするため、国、地方自治体の責務、避難、救援や武力攻撃災害等への対処などの措置を具体的に規定した武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が平成16年9月17日に施行され、各市町村は対策本部設置関係の本条例の整備や新潟県国民保護計画の策定を受け、県との協議の中で本年度末までに新潟県国民保護計画を策定する必要があり、本条例はこの一連の流れのものであります。条例は、全部で7条から成り、第1条で趣旨、第2条で組織、3条で会議、第4条で部の設置、第5条で現地対策本部の設置、第6条では準用、第7条では委任について規定しているものです。審議の中で条例そのものに反対との意見も出されましたが、慎重審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

議案第50号 出雲崎町国民保護協議会条例制定については、国民保護法の規定に基づき、各市町村が国民保護協議会を設置し、組織、運営について条例制定を行うものであり、やはり全文7条から成り、第1条の趣旨から始まり、第2条で委員及び専門委員、第3条は会長の職務代理、第4条で会議、第5条で幹事、第6条で部会、第7条で委任について規定するものです。本議案についても制定に対して反対も出ましたが、慎重審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

議案第51号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、前議案第50号で国民保護協議会委員の規定に伴い、月額5,000円を加えるものです。前2議案同様反対の意見が出されましたが、慎重審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、請願第2号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願書については、昨今の教育界ではいじめや不登校、暴力行為など深刻な教育問題があり、一人一人の子供の個性を大切に、ともに学ぶ教育へと転換していくことが求められ、そのためにも少数、30人以下教育の必要性があると考えられます。教育費の国庫負担の充実も必要なことであり、慎重審査の結果、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

終わります。

○議長（高橋速円君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳君） 議案第49号、議案第50号、議案第51号、これについて反対討論をしたいと思っております。

総務文教常任委員会でもお話ししましたが、国民の保護の名をかりてアメリカが海外で引き起こす

戦争に国民を総動員するものであり、戦時動員体制をつくることにあります。したがって、どうしても言いたく、反対討論といたします。

○議長（高橋速円君） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君） 私は、委員長が報告しました3件については全くそのとおりで、この案件に賛成するものであります。

以上、終わります。

○議長（高橋速円君） 次に、委員長報告に反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号、議案第50号、議案第51号及び請願第2号の総務文教常任委員長報告4件を採決します。

最初に、議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第49号に対する委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（高橋速円君） 起立多数であります。

したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第50号に対する委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（高橋速円君） 起立多数であります。

したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第51号に対する委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（高橋速円君） 起立多数であります。

したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、請願第2号を採決します。

この請願第2号に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

議案第52号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第53号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例制定について

議案第54号 土地の処分について

○議長（高橋速円君） 日程第5、議案第52号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、日程第6、議案第53号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例制定について、日程第7、議案第54号 土地の処分について、以上議案3件を一括議題とします。

ただいま議題といたしました議案第3件は、社会産業常任委員会に付託してあります。その審査経過並びに結果について、社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、南波榮一議員。

○社会産業常任委員長（南波榮一君） 社会産業常任委員長報告を申し上げます。

去る6月16日の本会議において、社会産業常任委員会に付託されました議案3件の審査のため、6月19日午前10時より議員控室に委員全員が出席し、説明員に助役、保健福祉課長、町民課長、農林水産課長、建設課長の出席を得て委員会を開催いたしました。委員会における審査結果については別紙のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

議案第52号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、改正の主な内容は第1点目として医療給付費課税額について、被保険者の所得総額、固定資産税額、被保険者数などの資料をもとに試算を行った結果、課税あん分率、軽減額の改正を行うものです。第2点目の介護納付金課税額についても、被保険者の所得総額、被保険者数の資料をもとに試算を行った結果、課税あん分率、軽減額の改正を行うものであります。なお、医療給付金課税額、介護納付金課税額とも賦課総額及び1人当たりの平均賦課額は昨年より少なくなっております。慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

議案第53号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例制定については、町を活性化する一番の施策は人口増加であり、元気な若者に定住してもらうことです。これまでも子は宝支援金、子育て支援など独自の制度や他の自治体に負けないサービスを提供し、町民への生活支援を行っています。このたび出

雲崎てまり団地の分譲を行うに当たり、直接町外の若い世帯を対象にした支援制度を定め、若い世帯の転入と人口の増加を図るものです。出雲崎町新生活支援金支給に関する条例は、町が販売する住宅団地を取得した転入世帯に対し、若い夫婦または中学生以下の子供がいる世帯を対象に一定の要件を満たした場合100万円を支給するものです。慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

議案第54号 土地の処分については、出雲崎てまり団地の分譲受け付けが6月24日から始まります。売却予定の土地は、大字川西タヤ148番11ほか51筆で、すべて宅地で、全52区画あります。売却予定面積は、1万6,643.57平方メートルで、価格は1億6,576万9,000円です。また、52区画のうち一般に分譲する分は50区画、現在てまり団地に居住されている方に購入していただく分は2区画予定しております。慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（高橋速円君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号、議案第53号及び議案第54号の社会産業常任委員長報告3件を採決します。

最初に、議案第52号を採決します。

議案第52号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第53号を採決します。

議案第53号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第54号を採決します。

議案第54号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

議案第55号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について

議案第56号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

議案第57号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第58号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋速円君） 日程第8、議案第55号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）について、日程第9、議案第56号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、日程第10、議案第57号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第11、議案第58号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について、以上議案4件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案4件は、予算審査特別委員会に付託してあります。その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、田中元議員。

○予算審査特別委員長（田中 元君） それでは、予算審査特別委員長報告を申し上げます。

去る6月16日の本会議において予算審査特別委員会に付託された議案4件の審査のため、6月20日午後1時30分から本会議場に8名の委員が出席し、説明員に町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開催しました。委員会における審査結果につきましては別紙報告書のとおりであります。その審査経過について報告いたします。

議案第55号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号）につきましては、各款にわたって共通するものは4月の定期人事異動と6月の人事異動に伴う人件費の計上があります。歳出の中でなものは、2款総務費で臨時職員の人件費、3款民生費で同じく臨時職員人件費の追加計上、3款民生費で障害者自立支援法に基づく障害福祉計画策定する上で、検討委員会の設置が必要となったため、委員報償費を新たに計上、また旧出雲崎町小学校を利用しての障害者施設の整備のため、建築基準法に基づく用途変更手続の必要が生じたことによる町障害者施設整備補助金の追加計上、4款衛生費で不法投棄禁止プレート購入のため、環境美化啓発看板料を計上、6款農林水産業費で沢田地内の町単小規模簡易ほ場整備事業補助金、柿木生産組合が取組む地域特例作物栽培事業補助金、農林県単事業により滝谷地内の

堆肥原料保管施設改築とともに、解体に対する補助金を計上、また林道柿木滝谷線、船橋線の舗装工事費の計上、7款商工費で漁協が民間企業のテレビCM撮影に協力し、町を観光地として全国に広めるためのいろいろな負担が伴い、観光CM撮影協力報償費の計上、8款土木費で国有財産払い下げ業務負担金、新生活支援金、消防法の改正で火災警報器の設置が義務化され、町営住宅全棟、10款教育費でも教職員住宅全棟に警報器の設置費を計上、9款消防費で国民保護法に伴う国民保護協議会を設置することによる委員報酬の計上、10款教育費で4月からの長岡市の小中学校校長会、養護学校教頭会、県校長会の各種負担金、また県から派遣されている外国語指導助手は8月で打ち切られるため、町単独で継続するための外国語指導助手報償の新たな計上、町民プール入り口の文化・スポーツふれあい広場の案内看板の再設置の工事費の計上があります。歳入では、歳出補正予算額に要する財源として県支出金、それから繰入金、繰越金を追加計上したものです。これにより補正予算額は歳入歳出にそれぞれ2,786万8,000円を追加し、予算総額31億8,086万8,000円となるものです。

質疑においては、7款商工費、1項3目観光費で報償費の予算化に反対、9款消防費1項4目防災対策費の国民保護協議会委員報酬の予算化に反対の意見がありました。慎重な審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第56号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算(第1号)につきましては、平成17年度老人保健医療費等事業の実績に基づき精算するもので、歳出で精算に伴う老人医療給付費国県等返還金及び一般会計への繰出金の追加計上、歳入では給付費の精算により医療費国庫負担金を追加、前年度繰越金を減額計上し、補正予算額を1,048万6,000円増額し、予算総額を7億9,748万6,000円となるものです。

議案第57号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)については、歳出で平成17年度給付実績により、7款の諸支出金で国庫支出金等過年度分返還金及び一般会計への繰出金をそれぞれ追加計上し、歳入では歳出で計上された返還金の財源として前年度繰越金の追加、歳入歳出にそれぞれ1,433万8,000円を追加、予算総額を5億9,483万8,000円とするものです。

最後に、議案第58号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2号)については、川東団地第2期分譲地内で1区画の買い戻しによる公有財産購入費の計上と出雲崎てまり団地の販売イベント経費の追加計上、電柱移転補償料の減額、歳入は買い戻しを行う区画の再販の土地売買収入と買い戻しによる契約違約金の追加計上を行うものです。補正予算額は、歳入歳出にそれぞれ587万7,000円を追加、予算総額を1億5,997万7,000円となるものです。特別会計補正予算3議案とも質疑なし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員会委員長報告といたします。

終わります。

○議長(高橋速円君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、委員長報告に対する反対の方の発言を許します。

4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） 議案第55号 一般会計補正予算について反対の討論をしたいと思います。

二つの点についてであります。観光CM撮影の協力ということですが、企業が行うものであるということを中心したいと思います。

2番目に国民保護協議会委員の報酬についてであります。これについても国民保護の名をかりて実施されるものでありますが、実質的に戦時体制をつくる方向にあると。そして、基本的には地域防災計画で対応、もしくはジュネーブ条約第9条によることが重要であって、この議案第55号については反対討論いたします。

○議長（高橋速円君） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

8番、山崎信義議員。

○8番（山崎信義君） 私は、委員長報告に賛成の立場で申し上げます。

先ほどの観光CMの関係、これはあくまでも町のために行うものであって、どうしても必要であるということに賛成いたします。

それから、国民保護協議会委員の報酬の件でございますが、これは法律に基づいて設置するものであって、何ら問題ないということに賛成いたします。

以上です。

○議長（高橋速円君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで討論を終わります。

これから議案第55号、議案第56号、議案第57号及び議案第58号の予算審査特別委員長報告4件を採決します。

最初に、議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第55号に対する委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（高橋速円君） 起立多数であります。

したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第56号を採決します。

議案第56号に対する委員長報告は原案可決あります。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第57号を採決します。

議案第57号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第58号を採決します。

議案第58号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

議案第60号 工事請負契約の締結について（北国街道妻入り会館建設（建築
本体）工事）

○議長（高橋速円君） 日程第12、議案第60号 工事請負契約の締結について（北国街道妻入り会館建設（建築本体）工事）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第60号の工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

北国街道妻入り会館建設工事の入札に当たりましては、町建設工事指名業者選定委員会の審議を踏まえ、9業者を指名し、去る6月15日に指名競争入札を執行いたしました。入札結果につきましては、北栄建設株式会社出雲崎営業所所長、渡辺正史と契約金額5,145万円で同日に工事請負仮契約を締結いたしました。本契約を締結するため、地方自治法並びに町条例の定めるところにより、町議会の議決を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら担当課長から説明願います。

教育課長。

○教育課長（関川政敏君） 町長の提案のとおりでございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋速円君） これから議案第60号の質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、日山正雄議員。

○9番（日山正雄君） 北栄建設さんが入札されたわけですが、設計額に対しての入札金額のパーセントがわかりましたらお聞きしたいのと、それから工事期限がいつまでなのかちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（高橋速円君） では、総務課長。

○総務課長（山田正志君） まず、設計額に対する請負額でございますけれども、3月16日の全員協議会でご説明1回させていただきましたが、予定価格を公表していないというふうな、本町の場合、ということで、請負にかかわる率につきまして単独の個々の工事では公表しないというふうなことでご勘弁をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

〔「パーセントもだめかね」の声あり〕

○議長（高橋速円君） いいですか。ちょっと時間がかかりますか。

では、ここでしばらく休憩いたします。

（午前10時37分）

○議長（高橋速円君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時46分）

○議長（高橋速円君） 総務課長。

○総務課長（山田正志君） それでは、私の方から先ほどの日山議員さんのご質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、設計額に対する請負の率というふうなことです。それについてはちょっと公表はできないかなと思ひますが、予定価格に對しましての請負額の率というふうなことで、今回のケースから今ちょっと話し合ひまして公表させていただくというふうなことでございます。経過につきましては、実は実際公表していなかった理由といたしまして、予定価格が目安となつて競争が制限されるので、価格が高どまりになるというふうな事例も実はござひます。また、建設業者の見積もり努力を損なわせるというふうなことも、いろんな反面があるかと思ひます。そんな中で、本町の場合は今までは公表しておりませんでした。今後は事後公表というふうな形で入札が終わつた後予定価格について公表させていただくというふうなことで取り扱ひさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願いたします。

それで、今ほどの関係でございますが、予定価格に對しましての請負額の率でございますが、98.1%

でございます。

それと、もう一つ工期でございますが、最終の工期が12月の25日までというふうな契約となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋速円君） 9番、日山正雄議員。

○9番（日山正雄君） 時間とらせて申しわけありませんでした。わかりました。やっぱりこれからはこういうふうにきちっとやっぱり公表されるべきだなと、こう思いますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定しました。

発議第3号 新潟県議会議員の選挙区並びに定数配置に関する決議について

○議長（高橋速円君） 日程第13、発議第3号 新潟県議会議員の選挙区並びに定数配置に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、山崎信義議員。

○8番（山崎信義君） 発議第3号として中野勝正議員、日山正雄議員の賛成を得て上程いたしました

新潟県議会議員の選挙区並びに定数配置に関する決議についての提案理由をご説明申し上げます。

平成16年9月県議会で議決されました新潟県議会議員の選挙区の特例に関する条例については、当時の状況とは異なりまして、急速な合併の進展により、県民にとって旧市町村での区割りによる選挙を行うことはその理由がわかりづらく、新市町村による区割りでの選挙の実施を求める声が強くなってあります。また、新潟市が政令指定都市への移行により大幅に県の権限が移譲され、県の関与がなくなることは既に基本合意で明白であります。全县一律に人口比率により原則どおりに定数配置することになると、新潟市が議員定数の3分の1を占めることとなります。広大な県土、離島や過疎地域の多い中山間地域など、県の置かれている地域事情を考えたとき、これらの地域住民の声が反映されにくくなり、都市部と中山間過疎地域との格差がより一層拡大することが懸念されます。県の財政危機が心配されている中、現状のままでよいとは決して言えませんが、過剰な定数削減になりますと民意が反映されない、あるいは県民の選択の余地を狭めるなどの問題もあります。よって、次期新潟県議会議員選挙における選挙区は、合併後の郡市を基本単位とした新区割りとし、議員定数においてはその配置基準を一律に人口比率ではなく県行政が全県にくまなく公平に行われることを第一義といたしまして、離島や中山間地域を含む過疎地域の議員の定数配置について特段の配慮をされるよう求め、決議するものであります。よろしくご審議の上、何とぞご理解の上、賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） これから発議第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） 新潟県議会議員の選挙区並びに定数配置に関する決議なのですが、ちょっとお尋ねしたいのですが、民主主義、国民主権の原則を踏みにじる暴論だと私たちは思っています。なぜかといいますと、1票の格差、これがさらに広がる可能性があるということでありまして。大都市でも普通の地域のところでも1票の重みは大事であると思います。その点についてどうお考えなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 8番、山崎信義議員。

○8番（山崎信義君） おっしゃるとおり、1票の格差は大変大事なことでありますけれども、今回の提案したのは、新潟市が政令都市になることが決まっておるわけですから、そこに関するいろんな意見は確かにあります。そこを今減らせとは申しておりませんが、そこも考えながら、なお定数削減の問題があるので、特に過疎地域に配分をよく考えていただきたいという意味での決議でありますので、お間違いないようにしていただきたいと思います。

○議長（高橋速円君） 4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） 各地域の格差も当然出てくるかと思えます。しかし、広域行政とか、そういう役割の中で県の果たす役割は大きいと思うのです。実際に政令市のある都道府県、北海道もやっているところがありますが、それは面積の広さによってであります。私たちは、県議への要望とかそういうのについては県議会は地元住民のためでなくて全体で考えるものだというふうに思っています。万が一地

方の意見が通らない、通してほしいということであれば、その選挙区の議員であれば十分やっていける、そういうふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋速円君） 8番、山崎信義議員。

○8番（山崎信義君） 意見がかみ合っていないようにございますけれども、今のままでいくと新潟に3分の1も配置されるのが決まるわけです、常識で考えて。それは、いかなものかというものがありますので、決してそこをゼロにせよとは言っていないので、そこの方が出られて、それこそ上越地域であろうが我々三島郡であろうがそういうところの行政について携わることは当たり前のことでありますけれども、そういう中で一概に削減の問題で過疎地域を切るということが今念頭にありますので、そこを重点に申し上げているわけでありまして、確かに今現行どおりでいけばそのまま新潟が20名になることは間違いのないのですけれども、果たしてそれでいいかどうかということを提案しているわけでありますので、お間違いのないようお願いしたいと思います。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） 先ほども述べたとおり、民主主義、国民主権の原則を踏みにじる暴論であると、1票の重みは特に大事であります。その点からいっても、さらに今回の場合提案されるものについては格差が広がる、そういうことはあってはならないというふうに思っています。そういう点で民主主義を守る立場からこの決議に対して反対をいたします。

○議長（高橋速円君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君） 原案賛成でありますけれども、今質問の中で決して新潟市から議員の数が、今までぐらいは恐らくどうなっても出ると思うけれども、今提案者が言っているようにこの人口比だけでいったら確実に3分の1、間違いのないと思います。ところが、今質問者が言われるように、むしろそのことによって議員の数が多く集まってしまうと、いわゆる新潟市、新しい市、もちろん政令市ですから、

新潟市。そのことだけに集中すると、ほかの方はそれは上越市、長岡市はあるけれども、ほかの郡市は今でも小さいところというのは1人ぐらいしか出ないでしょうから、そして1人で例えば頑張ってもなかなか地元の意見が反映されにくいというのが当然あると思います。論議必要ないけれども、国でいえばやっぱりそういうこと言っているわけで。いわゆる都市型、都市に集中していて地方の意見が反映されない。小泉首相は、それでいいと言っているけれども、我々はそれで困るとというのが本音でありますけれども、それと同じような現象がまた新潟でも起こると。政令市で新潟が今県と内容検討されました。まず、県に残るのは何だかといえば水、これは特に農業用水とか、そういうものと農地関係だけでしょう。あとは道路含めてすべてのものは、新潟市は全部県と同じ立場で直接国とやれるはずでありますので、そんなに議員が3分の1も新潟市にいないければ新潟市民の権利が守れない、意見が通らぬことはまずないと思いますので、私はそれを考えますとむしろ僻地の方にも十分温かい目を向けていただくように定数配分をお願いしたいという立場で原案賛成であります。

○議長（高橋速円君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（高橋速円君） 起立多数であります。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

常任委員会の閉会中所管事務調査の件

○議長（高橋速円君） 日程第14、常任委員会の閉会中所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件

○議長（高橋速円君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項の調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程の追加

○議長（高橋速円君） お諮りします。

ただいま小林泰三議員外2名から発議第4号がお手元に配りましたとおり提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

発議第4号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める意見書について

○議長（高橋速円君） 追加日程第1、発議第4号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1番、小林泰三議員。

○1番（小林泰三君） 発議第4号として提出しました30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める意見書についての提案理由の説明を申し上げます。

30人以下学級の実現は長い間の待望のことであり、ぜひ実現してもらいたく、法を改正し、教員配置をふやすなど国庫負担金をふやしてもらいたく、意見書を提出するものであります。賛成者に田辺雅巳議員、山崎信義議員の賛成をいただいておりますので、慎重審議の上、賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（高橋速円君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成18年第4回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前11時05分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

出雲崎町議会議長 高 橋 速 円

署名議員 山 崎 信 義

署名議員 日 山 正 雄